

葛巻町障がい者福祉計画

(障 がい 者 計 画)

(第 7 期障がい福祉計画)

(第 3 期障がい児福祉計画)

令和 6 年 3 月

岩手県葛巻町

ごあいさつ

町では、町民の皆様をはじめ、多くの方からのご支援とご協力をいただきながら、障がい者福祉の充実を目指して、様々な施策や各種事業を取り組んでまいりました。

一方、国においては、平成26年1月に、障がい者の人権確保に関する国際的な取り決めである「障害者の権利に関する条約」を締結し、批准国となりました。

また、障がい者の権利の実質的な確保や地域における生活の充実、共生社会の実現に向けて、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の見直し、「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定など、各種法令等の整備が進められています。

町では、このような状況を踏まえて、葛巻町障がい者福祉計画策定委員会を設置し、新たな「葛巻町障がい者福祉計画（障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」）」の検討を重ねてまいりました。

この度、策定した「葛巻町障がい者福祉計画」は、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくことができるように、「障がいのある人も障がいのない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、共に幸せを実感し、安心して自分らしく暮らすことができるまち」の実現を目指し、本町の障がい者福祉に対する取組みを総合的に推進するための基本施策や重点目標などを定めたものです。

計画の推進にあたっては、行政はもとより事業者、関係団体、関係機関、町民一人ひとりが、障がいについて正しく理解し、障がいのある人の人権を尊重し、地域での生活、暮らし、生きがいを地域全体で共に創り、そして高め合うことができるような、共生社会を実現していくことが重要と考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

結びに、この計画の策定にあたり、ご協力いただきました「葛巻町障がい者福祉計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、ご協力くださいました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

葛巻町長 鈴木重男



目 次

◆第1章 総論

第1節	計画の基本的な事項	2
第2節	葛巻町の障がい者等の状況	9
第3節	障がい者関連法令改正等の動向	12
第4節	障がい者福祉アンケート調査結果の概要	14

◆第2章 各論

第1節	理解と交流の促進	20
第2節	安心・安全のまちづくり	23
第3節	保健・医療の充実	28
第4節	療育・教育の充実	32
第5節	雇用・就労支援の充実	36
第6節	福祉・生活支援の充実	40

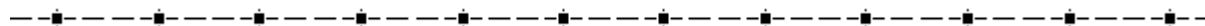
◆第3章 第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画

第1節	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な事項	46
第2節	サービスの内容と対象者	51
第3節	障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る 数値目標	58
第4節	障がい福祉及び障がい児サービス等の見込量及び確保策	66
第5節	地域生活支援事業の見込量及び確保策	81
第6節	町の独自支援について	86

◆資料編

◇	葛巻町障害者福祉計画策定委員会設置要綱	91
◇	葛巻町障害者福祉計画策定委員会名簿	92
◇	町内の社会資源の状況	93
◇	障がい者福祉アンケート調査結果について	96

第1章 総論



第1節 計画の基本的な事項

第2節 葛巻町の障がい者等の状況

第3節 障がい者関連法令改正等の動向

第4節 障がい者福祉アンケート調査結果の概要

第1節 計画の基本的な事項

1 計画策定の趣旨

本町では、ノーマライゼーション（障がいのある人もない人も共に暮らし、同等に活動できる「共生社会の実現」）を計画の理念とし、平成10年度に「障害者基本法」に基づく「葛巻町障がい者福祉計画」を策定してから、障がい者を取り巻く状況の変化等に対応するために、4度の計画見直し（平成14年度、平成18年度、平成23年度、平成29年度）を行いながら、障がい者施策の総合的な推進に努めてきました。

前回の計画見直し後、障がい者の社会参加の促進や共生社会の実現に向け、平成30年に「障害者文化芸術推進法」、令和3年に「医療的ケア児支援法」、令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、様々な法整備が進められてきました。

さらに、令和4年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能強化などが行われる予定となっています。

このように、障がい者等を取り巻く環境は大きく変化し、新たな法制度や障がい者の権利を守るための実質的な確保等の課題に対応できる施策の展開が必要とされています。

本町においては、こうした状況やこれまでの取り組みの成果を踏まえながら、令和6年度以降における障がい者施策の総合的な推進を図るための指針となる新たな「葛巻町障がい者福祉計画」を策定するものです。

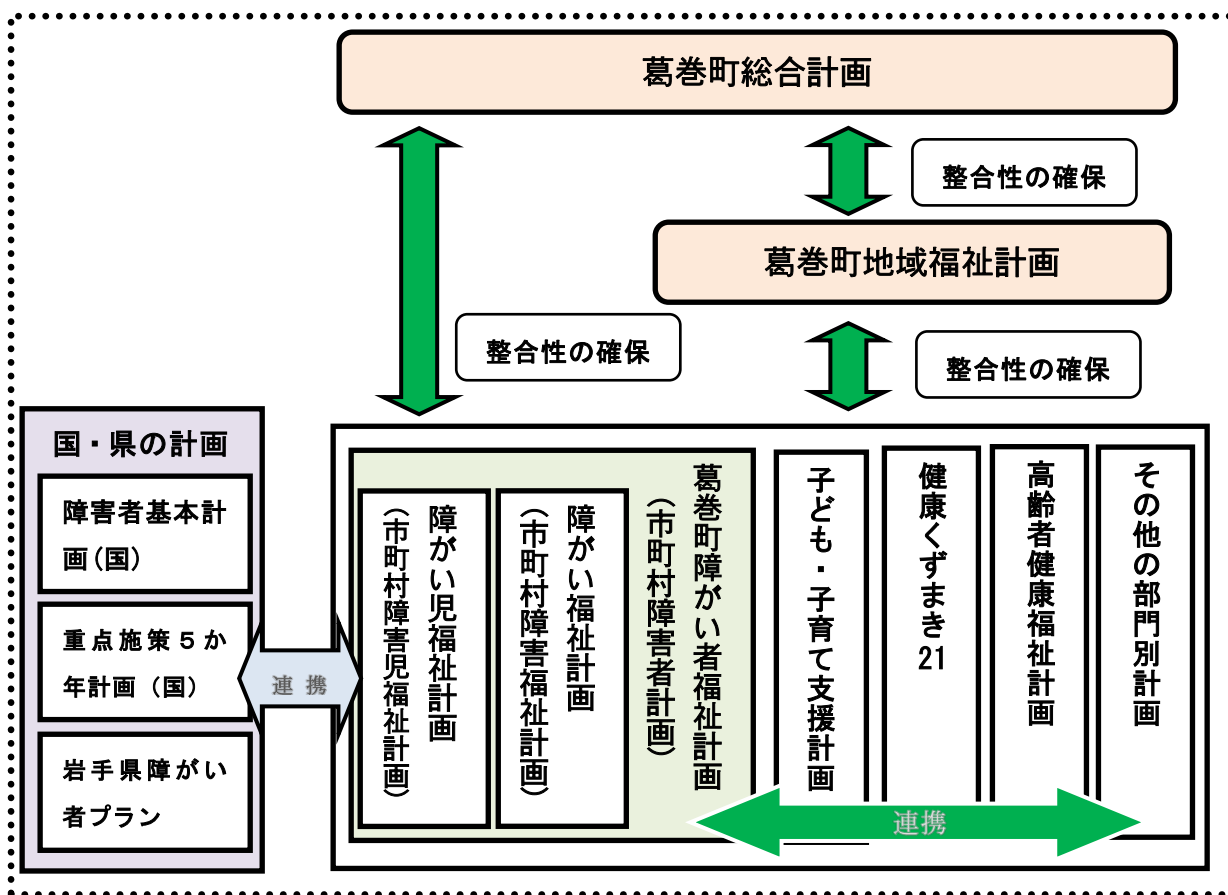
2 計画の位置づけ

「葛巻町障がい者福祉計画」は、「葛巻町総合計画」及び「葛巻町地域福祉計画」との整合性を図りながら、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法の改正に基づく「市町村障害児福祉計画」とを一体的に策定したものです。

「市町村障害者計画」としては、国や県の計画との連携を基本として、町の上位計画である「葛巻町総合計画」及び「葛巻町地域福祉計画」との整合性を図りながら、本書の第1章及び第2章の部分において、町の障がい者の状況等を踏まえた施策の基本的な考え方や具体的方策を定めています。

また、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」としては、本書の第3章の部分において、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の実施計画として、令和6年度から令和8年度までの今後3年間のサービスの見込み量とその確保のための方策などについて定めています。

【関連計画との関係図】



3 計画の期間

この計画は、障害者基本法に基づき、障がい者が地域で暮らしやすくするための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画であり、現行の「葛巻町障がい者福祉計画」が令和5年度で終了することを踏まえ、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とします。

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の部分は、国の基本方針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。

ただし、国の施策の変化に対応するために、必要に応じて、点検や見直しを行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
葛巻町障がい者福祉計画	葛巻町障がい者福祉計画 (市町村障害者計画)	障がい者計画(第6次)					
	葛巻町障がい福祉計画 (市町村障害福祉計画) 葛巻町障がい児福祉計画 (市町村障害児福祉計画)	第7期障がい福祉計画		第8期障がい福祉計画		第4期障がい児福祉計画	
		第3期障がい児福祉計画					

4 計画の基本理念、目標等

(1) 基本理念

「ノーマライゼーション」

前計画の理念を継続し、「ノーマライゼーション」を基本理念とします。

【ノーマライゼーション】とは

障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、社会の一員として、一般の人々と同様に通常の生活ができる社会が普通であるという考え方です。

(2) 基本目標

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、共に幸せを実感し、安心して自分らしく暮らすことができるまち」

障害者基本法では、「障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の一員であることを認め合い、相互に人格と個性を尊重し合い、支え合える社会の構築により、障がい者の自立と社会参加を目指すこと」をその目的として規定しています。

また、葛巻町総合計画では、「幸せを実感できるまち」を基本理念として掲げ、葛巻町地域福祉計画では、「共に支え、支えられる地域福祉のまちづくり」を基本理念として掲げています。

このことから、この計画では、「お互いの人格と個性を尊重し、共に幸せを実感できる共生社会の実現」を基本目標とします。

(3) 基本理念を推進するための6つの施策

① 理解と交流の促進

「障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の理念の普及を図ります。そのために、障がい及び障がい者に関する理解を促進するとともに、障がい者への合理的配慮について、町民の理解を得るために、広く町民に対する啓発・広報活動を推進します。

【合理的配慮】とは

合理的配慮とは、「障害者権利条約」や「障害者基本法」などに規定された言葉です。障がいのある人が障がいのない人と同じように、基本的人権を享受し、日常生活や社会生活を送るために、障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、考え方などを、社会の側（周囲の人々）が、可能な限り取り除く配慮や工夫を行うことです。

② 安心・安全のまちづくり

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。このため、障がいのある人もない人も安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関など生活空間のバリアフリー化を推進します。また、地域ぐるみの防災、防犯対策の推進、情報アクセシビリティの向上に努めます。

【ユニバーサルデザイン】とは

障がい者や高齢者などを含めたすべての人がはじめから利用しやすいように施設、もの、サービスなどに配慮を行うという考え方です。

【バリアフリー】とは

障がいのある部位によって必要とされる設備や器具が異なってくるので、例えば、視覚障がい者のための点字ブロックや点字シートなど、障がいの部位ごとに障壁(バリア)を除去していく考え方で、建物や物などの物理的なもののほかに、より広く障がい者、高齢者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な隔壁をなくすことです。

③ 保健・医療の充実

障がい者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーションなどを充実し、障がい者のQOL（生活の質）を高めます。

また、障がいの原因となる病気等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図り、障がいの予防・早期発見・早期治療に努めます。

さらに、こころの健康づくりについても医療・保健・地域住民によるケアを充実し、ひきこもりや自殺の予防等を推進します。

④ 療育・教育の充実

発達障がいを含む障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、関係機関等との連携のもと、発達が気になる子どもの早期発見・早期療育体制の整備を進めます。

また、学校教育環境の改善や教員等の専門性の向上などにより、障がいのある子どもや特別な配慮が必要な子どもに対する教育の充実を推進します。

さらに、障がいのある社会人等に対しても、ニーズに応じた学習の機会を提供していくことにより、着実な支援の推進を図ります。

【療育】とは

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育などを意味し、障がい児やその家族等を対象に、障がいの早期発見・早期治療又は訓練等による障がいの軽減や、基礎的な生活能力の向上を図るための支援を行っていくことをいいます。

⑤ 雇用・就労支援の充実

就労は、障がい者が地域で自立して生活していくための重要な柱です。

働くことを希望する障がい者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、福祉、教育、保健及び医療が、雇用部門と連携した支援等を通じて障がい者の就労支援のさらなる充実・強化を図ります。

⑥ 福祉・生活支援の充実

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立します。

また、障がい福祉を支える人材育成・確保に努めるとともに、医療的ケア児やヤングケアラーを始めとする障がい者の家族に対する支援体制の充実、各ライフステージを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図ります。

【医療的ケア児】とは

医療の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。

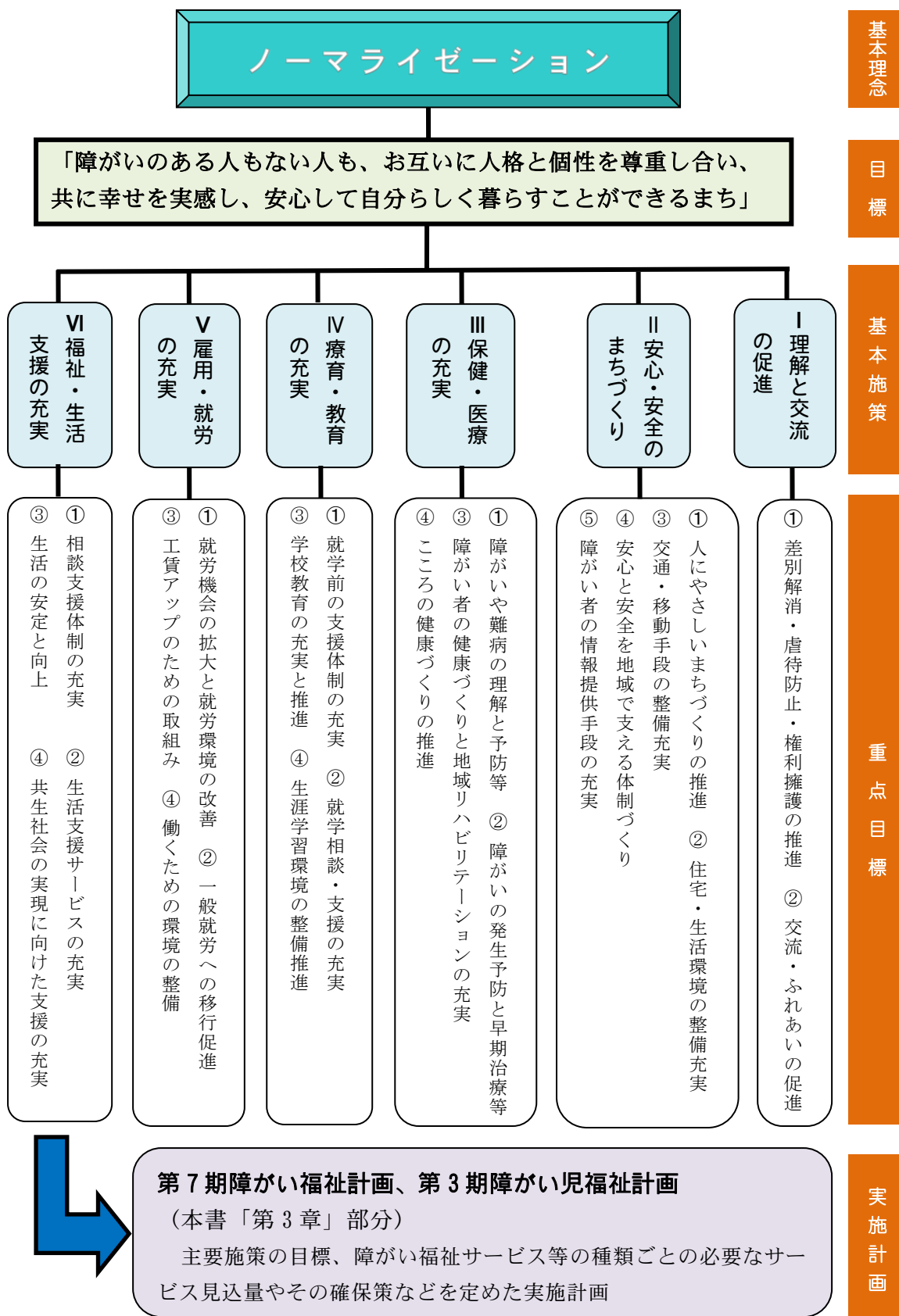
【ヤングケアラー】とは

本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

【ライフステージ】とは

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階をいいます。

【施策の体系図】



基本理念

目標

基本施策

重点目標

実施計画

5 計画の策定体制及び計画の周知

(1) 障がい者等のニーズ把握

障がい者及び障がい児の家族に対して、福祉に関するアンケート調査を実施しました。

(2) 計画の策定体制

障がい者関係団体の代表者、学識経験者、ボランティア団体の代表者、サービス提供事業者等で構成する計画策定委員会で計画内容を審議しました。

(3) 計画の周知

町の広報紙やホームページなどにより、町民に周知していきます。

6 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

計画を着実に進めていくため、町の庁内関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況を確認、推進方法などに対する意見を求めながら、計画を推進していきます。

(2) 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

この計画は、「障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、共に幸せを実感できる共生社会の実現」のために、町民、各種関係機関や団体、民間企業等と協力して、地域全体で連携しながら計画の推進を図っていきます。

(3) 近隣市町村との連携による事業の推進

盛岡圏域の構成市町や近隣の市町村と連携して実施している相談支援事業や障害者自立支援協議会などについては、今後も広域的な調整を図りながら、情報共有や連携を図り事業を推進していきます。

第2節 葛巻町の障がい者等の状況

1 身体障がい者（児）

令和5年3月末現在の本町における身体障害者手帳の所持者数は、327人で、町の人口（5,538人）の5.9%となっています。

年齢別では、18歳未満が1人、18歳以上は326人で、このうち65歳以上の高齢者が253人となり、所持者全体の77.4%を占めています。

障がい部位別に見ると、心臓機能や呼吸器などの「内部障害」の占める割合が増加傾向にあり、また、「肢体不自由」が全体の166人（52.5%）と、最も多く占めています。

また、障がい等級別に見ると、1～2級が全体の47.1%であり、対象者の高齢化・重度化が特徴としてあげられます。

【身体障害者手帳所持者数の状況（各年度末現在）】

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
令和2年度	実数(人)	113	55	70	61	26	20	345
	構成比(%)	32.8	15.9	20.3	17.7	7.5	5.8	100.0
令和4年度	実数(人)	99	55	71	58	24	20	327
	構成比(%)	30.3	16.8	21.7	17.7	7.4	6.1	100.0

【障がい種別の内訳】

障がい種別	年度	
	令和4年度末	
	実数(人)	構成比(%)
視覚障がい	16	4.9
聴覚・平衡障がい	45	13.7
音声・言語・そしゃく機能障がい	4	1.2
肢体不自由	166	50.8
内部障がい	96	29.4
合 計	327	100.0

2 知的障がい者（児）

令和5年3月末現在の本町における療育手帳の所持者数は、90人で、町の人口（5,538人）の約1.6%となっています。

年齢別では、18歳未満が4人、18歳以上が86人となっています。

【療育手帳所持者数の状況（各年度末現在）】

区 分		A（重度）	B（中度）	合 計
令和2年度	実数(人)	33	57	90
	構成比(%)	36.7	63.3	100.0
令和4年度	実数(人)	33	57	90
	構成比(%)	36.7	63.3	100.0

3 精神障がい者（児）

令和5年3月末現在の本町における精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、65人で、町の人口（5,538人）の約1.2%となっています。

また、自立支援医療利用者は、117人となっています。

令和3年3月末に比べ、精神障害者保健福祉手帳所持者は3人、自立支援医療利用者は14人減少しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療利用者数の状況（各年度末現在）】

区 分		精神障害者保健福祉手帳				自立支援医療
		1級	2級	3級	合計	
令和2年度	実数(人)	11	36	15	62	131
	構成比(%)	14.0	59.7	26.3	100.0	—
令和4年度	実数(人)	11	38	16	65	117
	構成比(%)	16.9	58.5	24.6	100.0	—

4 難病患者

令和5年3月末現在の本町における難病患者（特定疾患医療受給者）数は49人です。

難病患者についても、平成25年4月から、障害者総合支援法により障がい福祉サービスが受けられるようになり、その後段階的に対象となる疾病の拡大が行われ、現在は対象疾患が366疾患に拡大されています。

【難病患者（特定疾患医療受給者）数（各年度末現在）】

区 分	特定疾患医療受給者	
令和2年度	実数(人)	61
令和4年度	実数(人)	49

【資料】岩手県県央保健所

【身体障害者手帳】とは

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するものです。

【療育手帳】とは

知的障がい(児)者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された場合に交付されるものです。

【精神障害者保健福祉手帳】とは

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有するもののうち精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があるものを対象として交付する手帳です。

【難病】とは

厚生労働省が指定した特定疾患の通称です。厚生労働省が1972年に定めた「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾患、②経過が慢性に渡り、経済的問題にのみならず介護等に著しく人手を要するために家族等の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾患としています。

第3節 障がい者関連法令改正等の動向

1 バリアフリー法の改正

平成30年5月、基本理念として「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に留意すべき旨が明確化され、また国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）について規定され、同年11月に施行されました。

令和2年5月、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げに加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の施策などソフト対策の強化について規定され、令和3年4月に全面施行されました。

2 障害者文化芸術推進法の制定

平成30年6月、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定、施行されました。

文化芸術の鑑賞、創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、文化芸術活動を通じた交流の促進拡大などの施策を推進します。

3 ユニバーサル社会実現推進法の制定

平成30年12月、すべての国民が障がいの有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がい者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とし制定、施行されました。

4 児童福祉法の改正

令和元年6月、児童虐待防止対策の強化を図るため児童の権利擁護や児童相談所の体制強化等について規定され、令和2年4月に施行されました。

令和4年6月、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、こども家庭センターの設置、児童発達支援センターの役割の明確化及び機能強化、障害児入所施設からの円滑な移行調整等について規定され、令和6年4月に施行されます。

5 障害者雇用促進法の改正

令和元年6月、障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定され、令和2年4月に全面施行されました。

6 読書バリアフリー法の制定

令和元年6月、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として制定、施行されました。

7 電話リレー法の制定

令和2年6月、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの制度の創設等の措置について規定され、同年12月に施行されました。

8 障害者差別解消法の改正

令和3年6月、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改めるなど規定され、令和6年4月に施行されました。

9 医療的ケア児支援法の制定

令和3年6月、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的として制定され、同年9月に施行されました。

10 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定

令和4年5月、すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として制定、施行されました。

11 障害者総合支援法の改正

令和4年12月、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化を図るため、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置、就労選択支援の創設、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化、医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設等について規定され、令和6年4月から施行されます。

第4節 障がい者福祉アンケート調査結果の概要

1 調査の実施概要

(1) 調査の名称

「福祉に関するアンケート調査」

(2) 調査の目的

葛巻町障がい者福祉計画の見直しにあたり、基礎資料を得るため、生活実態、福祉サービスへの意見・要望について、対象者に対してアンケート調査を実施しました。

(3) 調査の対象

① 障がい者手帳等を所持している方で、75歳以下の方。

(ただし、障害福祉サービス利用者については、年齢制限は設けない。)

- ・身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・特定疾患受給者証所持者（災害時等の個人情報提供の同意をしている方。)

(4) 調査の方法

アンケート調査票を郵送により配布、回収しました（無記名回答）。

(5) 調査の時期

令和5年10月～令和5年11月

2 回収結果及び回答率

	対象者	回答者	回答率
身体障がい者	140	79	56.4%
知的障がい者	73	41	56.2%
精神障がい者	62	37	59.7%
難病患者	33	22	66.7%
合計	308	179	58.1%

3 障がい福祉サービス等の利用意向

「今後利用したい福祉サービス」をみると、「相談支援」(42.0%)、「日常生活用具給付・貸与」(26.1%)、「生活介護」(24.8%)が利用希望の多いサービスとなっています。

前回(令和2年度)の調査と比較して、「日常生活用具給付・貸与」が「施設入所支援」よりも上位の利用希望サービスとなっています。「施設入所支援」についても前回調査同様利用希望の高いサービスとなっていますが、「日常生活用具給付・貸与」については、日常生活の中でより生活に密着している身近なサービスであることが利用希望数の上昇の背景にあると考えられます。

【今後利用したい福祉サービス】

No	サービスの種類	構成比(%)
1	相談支援	42.0%
2	日常生活用具給付・貸与	26.1%
3	生活介護	24.8%
4	施設入所支援	23.6%
5	共同生活援助(グループホーム)	22.9%
6	行動援護	22.3%
7	就労継続支援(A型、B型)	20.4%
8	移動支援	20.4%
9	就労選択支援	19.7%
10	短期入所(ショートステイ)	19.7%
11	居宅介護(ホームヘルプ)	18.5%
12	自律訓練(機能訓練、生活訓練)	18.5%
13	就労定着支援	17.2%
14	療養介護	15.9%
15	就労移行支援	14.6%

No	サービスの種類	構成比(%)
16	日中一時支援	14.0%
17	訪問入浴	14.0%
18	更生訓練費の支給	14.0%
19	自動車免許の取得・改造費の助成	13.4%
20	重度訪問介護	12.1%
21	地域活動支援センター	11.5%
22	重度障害者等包括支援	10.2%
23	児童発達支援	10.2%
24	同行援護	9.6%
25	コミュニケーション支援	7.6%
26	放課後等デイサービス	7.0%
27	医療型児童発達支援	7.0%
28	医療型児童入所支援	6.4%
29	福祉型児童入所支援	6.4%
30	保育所等訪問支援	4.5%

4 暮らしやすくなるために充実してほしいこと

障がいのある人が、「暮らしやすくなるために、充実してほしいこと」をみると、「年金や手当の充実などの生活保障」、「移動・交通手段の確保」、「気軽に自分のことを相談できる支援センター」が上位3つとなっています。

前回（令和2年度）の調査と比較して「移動・交通手段の確保」が上位に挙がったのは、障がいのある人やその介護者である家族、頼れる地域住民の高齢化により、自家用車や公共交通機関の利用が難しくなっていることが背景にあると考えられます。

【あなたが暮らしやすくなるために、充実してほしいこと】（複数回答）

選択項目	人数	構成比
年金や手当の充実などの生活保障	86	18.7%
移動・交通手段の確保	58	12.6%
気軽に自分のことを相談できる支援センター	54	11.7%
保健・医療の充実	45	9.8%
障がい・疾患に対する理解促進・啓発活動	36	7.8%
町営住宅やグループホームの整備など、住まいの場の確保	23	5.0%
住宅や建築物のバリアフリー化	23	5.0%
障がい者等の雇用・就労支援	22	4.8%
介護や訓練などの生活支援サービス	21	4.6%
情報を得るため、または自分の考えを伝えるための手段の確保	19	4.1%
福祉用具の給付・貸与	17	3.7%
スポーツ・サークル・文化活動への支援	14	3.0%
防犯・防災対策	11	2.4%
その他	5	1.1%
無回答	27	5.9%

5 障がいの重度化や高齢化に備え、地域で安心して暮らしていくために必要だと考えること

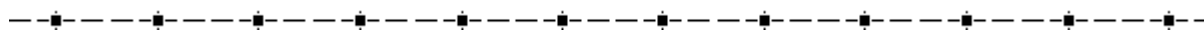
障がいのある人が、「重度化や高齢化に備え、地域で安心して暮らしていくために必要だと考えること」をみると、「緊急時の受入れ・対応」の30.6%、「相談」の16.6%が上位2つとなっており、次いで「地域の体制づくり」、「専門性」、「体験の機会・場」となっています。

これらの項目は、地域生活支援拠点に求められる機能であり、住み慣れた町で安心して生活していくためには、障がいのある人のニーズに合わせた取り組みを進めていく必要があります。

【障がいの重度化や高齢化に備え、地域で安心して暮らしていくために必要だと考えること】（○は1つだけ）

選択項目	人数	構成比
緊急時の受入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上など）	48	30.6%
相談（地域への移行、親元からの自立など）	26	16.6%
地域の体制づくり（サービス拠点、地域資源の活用など）	22	14.0%
専門性（人材の確保・育成、医療との連携など）	20	12.7%
体験の機会・場（一人暮らし、グループホームなど）	6	3.8%
無回答	35	22.3%

第2章 各論



第1節 理解と交流の促進

第2節 安心・安全のまちづくり

第3節 保健・医療の充実

第4節 療育・教育の充実

第5節 雇用・就労支援の充実

第6節 福祉・生活支援の充実

第1節 理解と交流の促進

《現状と課題》

障がいのある人が、障がいのない人と同様に、社会の一員として安心した生活を送るためには、町民一人ひとりが障がいについての理解を深め、偏見・差別といった問題を解決しなければなりません。

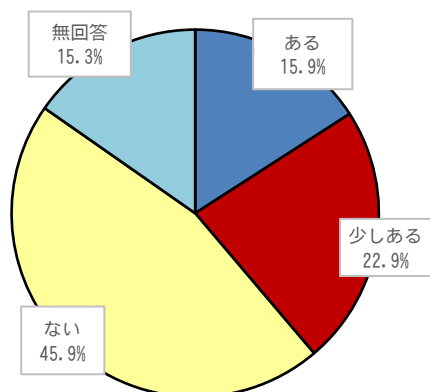
また、障がいのある人が、障がいのない人と同じように、日常生活や社会生活を送るためには、障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、考え方などは、可能な限り社会の側が取り除く配慮や工夫（「合理的配慮」といいます。）をしなければなりません。

こうしたことから、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるための各種啓発活動を進めるとともに、障がいのある人とない人との交流に努め、相互の理解を深めていくことが重要です。

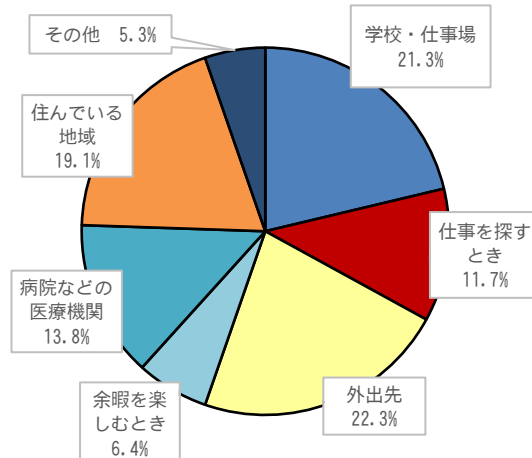
【アンケート調査から】

- 「障がいのある人が差別や嫌な思いをした経験の有無」について、「ある」(15.9%)、「少しある」(22.9%)と答えた人を合わせると、約4割の人が差別的な経験をしたことがあると回答しています。
- 「どのような場所で差別や嫌な思いをしたか」について、「外出先」(22.3%)、「学校・仕事場」(21.6%)、「住んでいる地域」(19.1%)などが多く回答されています。

問36 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。
(○は1つだけ)



問36 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)



1 差別解消・虐待防止・権利擁護の推進

各種行事や広報などを活用した広報啓発を行い、障がいのある人に対する町民の理解と認識を深めます。

重点目標	具体的方策
(1) 共生社会の理念等の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○「障がい者週間」等に合わせて、県や障がい者団体などが行う啓発活動と連携し、「相互に個性を尊重し合う共生社会」の理念の普及を図ります。 ○障がいのある人が、障がいのない人と同じように生活するために必要な配慮や工夫について、町民に協力と理解を呼びかけます。
(2) 障がいに対する正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等のそれぞれの障がいの特性や必要な配慮などに関し、「障がいを理解するための研修会の開催」など、町民の理解と協力が得られるよう啓発・広報活動を推進します。 ○幼児教育や学校教育において、障がいのある人との交流機会などを拡大し、「子ども福祉教室の開催」や「ハンディキャップ体験活動」を通じて、障がいに対する理解と思いやりの心を育みます。
(3) 情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○町や社会福祉協議会などの広報紙のほか、くずまきテレビやライブビジョン、ホームページの活用など、さまざまな広報手段を活用した効率的、かつ効果的な啓発・広報を展開します。
(4) 健康学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○病気や障がいの発生予防のために、「健康講話の開催」など、関係機関と連携して、町民一人ひとりの健康学習を推進します。
(5) 権利擁護事業等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業者や社会福祉協議会などと連携して、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの周知や利用の促進を図ります。
(6) 虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の虐待防止のため、「障がい者虐待防止センター」など、体制整備を進めます。
(7) 障がいを理由とする差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者への不当な差別的な取扱いの禁止や合理的な配慮の提供について、適切に対応するための支援を推進します。

2 交流・ふれあいの促進

障がい者、障がい者団体等と地域住民との交流機会の拡大、障がい者団体などが行うスポーツ・文化・レクリエーション等の活動などを積極的に支援します。

重点目標	具体的方策
(1) 交流・ふれあいの拡大と充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「県障がい者スポーツ大会」の参加など、障がい者団体等が行うスポーツ・文化・レクリエーション活動を支援し、障がい者の社会参加を促進します。 ○「三障がい交流会の開催」など、各障がい者団体間の交流を促進して、お互いの障がいについての理解と交流を深めます。 ○障がい者の地域行事への参加を促進して、町民との交流・ふれあいの場の拡大と充実を図ります。
(2) ボランティア活動による交流	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、団体、企業、地域等のボランティア活動を支援し、その活動を通じて交流、ふれあい活動の拡大を図ります。
(3) 家族の交流	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の家族等を対象に、病気や障がいに対する正しい知識や対応方法を「学ぶ場」や「ステップサークルの開催」など家族同士の「交流の場」を提供し、障がい者の自立・社会参加の促進と家族の健康の増進を図ります。

第2節 安心・安全のまちづくり

《現状と課題》

障がいのある人が地域社会の一員として住み慣れた地域で安心して安全に生活するためには、誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した生活環境の整備と安心と安全を地域で支える体制づくりが重要です。

そのためには、

- ・ひとにやさしいまちづくりの推進
- ・住宅や生活環境の整備促進
- ・交通や移動手段の整備と充実
- ・安心と安全を地域で支える体制づくり

など、行政、民間事業者、地域住民が一体となった「福祉のまちづくり」の取り組みが求められています。

【アンケート調査から】

- 「暮らしやすくするために充実してほしいこと」の第2位に「移動・交通手段の確保（12.6%）」が挙げられています。
- 「外出する時に困ること」について、「道路や駅に階段や段差が多い」（6.9%）、「列車やバスの乗り降りが困難」（5.9%）、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」（4.2%）など、交通や建物などの生活環境への支援が必要な人がいます。
- 「普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか」について、家族や行政機関などを除くと、「かかりつけの医師や看護師」（13.6%）、「友人・知人」（11.2%）、「施設の指導員など」（10.0%）が多くなっています。
- 「火事や地震等の災害時に困ることは何ですか」について、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（18.3%）、「投薬や治療が受けられない」（16.7%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（15.1%）など、災害時の対応等に行政・医療・福祉等の関係機関や地域の支援が必要な人が多くいます。
- 「1週間にどの程度外出しますか」について、「めったに外出しない」（18.5%）、「まったく外出しない」（1.9%）人が、約2割となっています。

1 ひとにやさしいまちづくりの推進

障がい者や高齢者にやさしいまちづくりは、すべての人にやさしいまちづくりの推進につながるという視点に立ち、町民・民間事業者等の協力のもと推進していきます。

また、「ひとにやさしいまちづくり」を推進するため、ボランティアの育成に努めるとともに、その自主性を尊重しつつ、多様なボランティア活動を広く支援し、厚みのある地域福祉活動の展開を図ります。

重点目標	具体的方策
(1) ひとにやさしいまちづくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等が地域社会において、主体的に社会参加できるよう、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方に基づいた生活環境の整備、障がい者や高齢者にやさしいまちづくり事業などの促進を図ります。 ○県の「ひとにやさしいまちづくり条例」について、広く町民や民間事業者等に周知します。 ○民間事業者が高齢者・障がい者等に配慮した施設の整備(自動ドアやスロープの設置等)を行う「商店等設備導入支援事業」などの普及に努めます。
(2) ボランティアの育成と活動の支援・助長	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会のボランティアセンターによるボランティアの募集・育成・活動を支援します。 ○学校教育、生涯学習、広報活動等を通じて、ボランティアの必要性と意義について浸透を図ります。 ○友愛訪問(老人クラブ、民生児童委員、ボランティア等による訪問)などの、地域住民による相互支援活動を助長します。 ○「障がい者相談員」の相談・助言活動や同じ障がいや悩みを抱えた人同士のピアサポート活動を助長します。
(3) NPO活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO団体の活動に対する理解を深め、活動の紹介や学習機会の提供など、環境の整備に努めます。 ○ボランティア団体等のNPO法人資格の取得やNPO団体の障害福祉サービスへの参入を支援します。

【ピアサポート活動】とは

障がい者が、自らの経験に基づいて、同じ仲間であるほかの障がい者等の相談に応じることです。

2 住宅・生活環境の整備充実

障がい者等が安全で快適な日常生活を送るために、住宅を中心に生活環境の整備を進めるとともに、公共的施設についても、町民誰もが安心・安全に利用できるような空間整備の推進に努めます。

重点目標	具体的方策
(1) 公共的建築物の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> ○役場庁舎をはじめとする町有施設のバリアフリー化の計画的な推進を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進します。 ○不特定多数の人が利用する公共的な建物について、「バリアフリー法」や「ひとにやさしいまちづくり条例」に即した整備・改善を推進します。
(2) 公営住宅の整備及び利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮した整備を計画的に推進するとともに、障がい者優先入居等の配慮を行い、利用を促進します。
(3) 住宅改善事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「高齢者及び障がい者等にやさしい住まいづくり推進事業」や「日常生活用具給付事業」など、住宅のリフォーム助成事業を推進します。
(4) 選挙等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙等において、障がい者等が円滑に投票できるようにするため、投票所の設備、備品などの整備のほか、文字や絵図など用いて分かりやすい説明に努めます。

3 交通・移動手段の整備充実

障がい者や高齢者等の活動範囲を広げ、社会参加を促進するために、快適かつ安全な交通・移動手段の整備と充実を図ります。

重点目標	具体的方策
(1) 道路・交通安全施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○道路について、段差の解消など安心して通行できる歩道や交通安全施設などの整備を推進します。 ○安全な横断歩行を誘導するため、交通信号機の音響装置、感応装置等の普及に努めます。 ○ユニバーサルデザインに配慮した道路標識の整備を推進します。

重点目標	具体的方策
(2) 移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の運転免許取得費や自動車改造費を助成する事業の周知を図ります。 ○障がい者の外出をヘルパーなどが支援する「移動支援事業」などの充実を図ります。 ○社会福祉協議会の福祉有償運送「移送サービス」の充実を支援します。 ○町内を100円で運行する「100円バス事業」やバス利用が困難な障がい者や高齢者を支援する「高齢者等外出支援事業（タクシー助成）」などの周知を図ります。 ○公共交通機関のバリアフリー化（低床化バスや福祉タクシーの導入など）を要請するとともに、障がい者割引制度の普及推進を図ります。

4 安心と安全を地域で支える体制づくり

障がいのある人が、地域で安全に暮らし続けるとともに、安心していきいきと生活するためには、地域住民の様々な配慮や支援が必要です。障がい者等の地域生活を地域で支える体制づくりを推進します。

重点目標	具体的方策
(1) 障がい者等の地域住民との交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会や社会福祉協議会等が行う「いきいきサロン」等の地域行事への障がい者等の参加を促進します。 ○障がい者等が、安心して、地域行事に参加するために、地域住民による声かけや障がいに対する配慮、支援活動などを推進します。
(2) 平時の見守り・相談支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の「緊急時連絡カード作成」事業の推進を支援し、自治会等による平時の見守り活動や相談支援活動を推進します。
(3) 災害時の支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の障がい者等の地域住民による避難支援活動を促進するために「災害時要援護者避難支援計画」を基に、町内全地域での避難支援体制の整備を図られるよう推進します。 ○避難所、応急仮設住宅のバリアフリーに配慮するとともに、福祉避難所の確保、個々の障がい特性に応じた支援と合理的配慮の促進等必要な体制の整備を進めます。

重点目標	具体的方策
(4) 防犯・防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民、消費者行政、警察署等と連携し、複雑・多様化する消費者トラブルの未然防止と早期対応を図ります。 ○火災警報器、自動消化器等の日常生活用具、緊急通報装置などの設置や防災啓発活動を推進します。また、家裁や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害の方であっても円滑な緊急通報ができるよう、音声のよらない緊急通報（NET119、メール 119、119 番 FAX）を受けて適切に対応できる体制整備を進めます。
(5) 窓口等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法に基づく職員対応要領や窓口等における障がい者への配慮マニュアル等を作成し、個々の障がいの特性に応じた必要な配慮等を含めて、町職員に対する周知等を行い、障がい者に関する理解を促進することにより、窓口等における障がい者への対応の充実を図ります。

5 障がい者への情報提供手段の充実

障がいのある人が、必要な情報を遅れることなく、容易に得られる情報提供体制の整備を促進します。

重点目標	具体的方策
(1) 情報アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者福祉施策・制度などの情報をホームページに掲載するほか、「障がい福祉ハンドブック」の更新を進めます。 ○個々の障がい特性に配慮した情報伝達体制の構築のため、わかりやすい文書の作成に努めるとともに、使用する色やフォント、行間にも配慮したホームページ運用についても検討します。 ○葛巻高等学校の生徒ボランティアなどの協力を得て、「広報くずまき」を声の広報として提供します。 ○聴覚障がい者等に、手話通訳者・要約筆記者の利用を働きかけるほか、情報機器等の福祉用具の推進を図ります。 ○くずまきテレビにおける聴覚障がい者向け字幕放送や音声解説放送など誰にでも分かりやすい情報提供に努めます。

第3節 保健・医療の充実

《現状と課題》

病気や障がいの発生予防のためには、積極的な健康づくりの推進が必要です。また、障がい等の重度化を防ぐためには、早期発見・早期治療、リハビリテーションなどの充実により障がい者等のQOL（生活の質）を高めることが重要です。

こころの健康づくりについても、「うつ病」等の健康問題や経済問題、家庭や生活の問題等により、誰もが自殺に追い込まれる危険性があります。

自殺の要因は複数あり、それぞれの要因に丁寧に対応し、生きることの総合的な支援を推進していく必要があります。

さらには、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等の多種多様な障がいや病気についても、障がいや病気の正しい理解と相談支援体制の充実が求められています。

そのためには、

- ・健康づくりや病気の予防意識の高揚を図るため普及啓発
- ・病気や障がいの早期発見・早期治療、早期療育、リハビリテーションを受けることができる体制づくり
- ・こころの健康づくりの推進
- ・多種多様な障がいや病気に対する理解と支援

などを、保健、医療、教育、福祉、雇用など地域全体で連携し推進することが、ますます重要になっています。

【アンケート調査から】

- 「暮らしやすくするために充実してほしいこと」の第4位に「保健・医療の充実（9.8%）」が挙げられています

1 障がいや難病の理解と予防意識の高揚

障がいといっても多種多様な障がいがあり、難病についても、疾病の種類が多岐にわたっていることや、症状の現れ方もそれぞれ異なります。

広く、町民誰もが障がいや難病等の疾病を理解するとともに、病気の予防、障がいの重度化の防止、リハビリテーションへの理解と関心が高まるよう普及啓発を進めます。

また、障がいや難病に対する誤解や偏見を取り除くために、正しい知識の普及を図り、「心のバリアフリー」を推進します。

重点目標	具体的方策
(1) 障がいの特性の理解	○三障がい（身体・知的・精神）のほか、難病、高次脳機能障がいや発達障がいなど、多種多様な障がいや病気の特徴を正しく理解するための普及啓発を行います。
(2) 健康づくり、予防、リハビリ意識の高揚	○生活習慣病予防、がんの早期発見、検診受診の重要性、早期療育、早期治療及びリハビリテーションの重要性についての広報啓発活動を行います。
(3) 相談支援体制の充実	○障がいや難病など、個々の状況に応じた相談支援ができるように、保健所、医療機関や支援団体との連携を強化します。
(4) 医療費助成制度の利用促進	○「重度・中度心身障がい者医療費助成制度」、「自立支援医療費（精神通院、更生医療、育成医療）制度」及び「難病医療費助成制度」などの周知を図り、利用を促進します。

2 障がいの発生予防と早期の治療等

障がいの中には、病気を予防したり、早期に発見することである程度、重度化を予防できる障がいもあります。

予防できる病気は予防し、早期の「発見・治療・療育・リハビリテーション」により、できるだけ障がいが重度化することを予防します。

重点目標	具体的方策
(1) 各種検診の推進と検診後の管理	○特定健診及びがん検診の重要性を周知し、検診受診率の向上を目指します。 ○保健師や栄養士による「特定保健指導」を充実し、早期治療や治療の継続、食生活の改善を勧奨します。

重点目標	具体的方策
(2) 母子保健の充実と療育体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○病気や障がいに対する早期の「発見・対応・療育」を図るため、妊産婦・乳幼児の訪問、健康診査、両親面談などの充実を図ります。 ○障がいのある子どもや、発達が気になる子どもの早期の発見や療育を行うため、医療機関、教育機関及び福祉サービス事業者との連携を強化します。
(3) 疾病の早期治療・リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関等との連携により、地域医療体制の充実を図り、病気やけがの早期治療と早期リハビリテーションを推進します。 ○人工透析患者、難病患者及び精神科通院患者など、町外の医療機関で治療を受ける必要がある、障がい者等に通院交通費の一部を助成する「障がい者等通院交通費助成事業」を実施します。

3 障がい者の健康づくりと地域リハビリテーションの充実

障がいがあっても健康で暮らし続けることができるよう、障がい者の健康づくりと地域でのリハビリテーションを充実し、障がい者等のQOL（生活の質）の維持向上を図ります。

重点目標	具体的方策
(1) 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○「デイケア」など、障がい者の健康づくり事業を推進します。 ○障がい者への保健師や栄養士の相談支援を充実します。 ○生活習慣等の改善を指導し、新たな病気や障がいの重度化を予防します。
(2) 地域リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○健康、医療、福祉、教育、雇用等の各関係機関と連携し、地域における総合的なリハビリテーション体制の充実を推進します。

【デイケア】とは

町の単独事業として、精神障がいのある人の社会復帰を目的に、「レクリエーション活動」や「保健指導」などを複合庁舎くずま〜る等で実施しています。

4 こころの健康づくりの推進

地域全体が、笑顔であいさつをするなど声をかけ合えるようなこころの健康づくりを推進します。

また、自殺予防対策としては、ひとりでも多くの自殺を考えている人を救うことが重要なことから、住民同士の「きずな」・「見守り」のある地域づくりを目指した取組みを行います。

重点目標	具体的方策
(1) こころの健康づくりの推進	○地域、学校、職場でのこころの健康づくりを推進するために、こころの健康相談の充実や講演会等を開催し、町全体でこころの健康づくりを進めます。
(2) 自殺予防対策の推進	○誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すために、地域レベルでの自殺対策基本計画の策定をします。 ○地域見守りネットワークを核とした自治会単位での見守り活動を推進し、自殺予防のための体制づくりを構築します。 ○ゲートキーパーの養成及び自殺予防ボランティア活動の支援に努め、自殺予防に関する人材育成を推進します。
(3) 精神障がい者及び家族支援の充実	○病気とうまくつきあいながら生活していくための相談支援体制の充実に努めます。家族会や当事者会活動を支援していきます。
(4) ボランティアの育成	○精神保健ボランティア団体の定期研修を開催し、継続的な活動を支援していきます。

第4節 療育・教育の充実

《現状と課題》

障がいのある子どもが、生き生きと個性を発揮しながら生活し、その可能性を伸ばしていけるよう、一人ひとりの障がいの状態や特性に応じて、専門的な知識や技術、愛情を持って教育指導を行っていくことが大切です。療育や保育所等の幼児施設・学校での教育は、自立支援の第一歩であることから、ニーズに配慮したきめ細やかな教育を行うことが必要です。

また、「発達障害者支援法」や「障害者基本法」などにより、身体や発達に障がいのある子どもを早期に発見して、可能な限り身近な地域で、療育や教育を受けさせるとともに、その家族に対する支援をあわせて行う体制づくりが必要です。

そのためには、教育環境の改善や工夫などの配慮、教職員の指導力等の向上などによる特別支援教育等の充実を図るとともに、教育・医療・保健・福祉・雇用などの連携を強化し、乳幼児期から学校の卒業・就労等による自立へと、継続した関わりを持って支援することができる体制づくりを進めることが重要です。

また、学校を卒業した後も、ニーズに応じた生涯学習の機会を提供することやスポーツ・文化活動が行える環境を整備していくことが重要です。

1 就学前の支援体制の充実

障がいのある子どもを早期に発見し、療育支援を実施するためには、ことばや発達の遅れ、気になる行動などを注意深く観察し、早期に専門機関などに相談する必要があります。また、障がいのある子どもの家族にとっては障がいを受け入れることをはじめ、継続的な療育機会の確保や家庭環境、経済面など様々な不安があります。

こうしたことから、一貫した助言等の支援を行う体制整備と、一人ひとりの子どもとその家族の多様なニーズに対応できる支援体制の構築を図っていきます。

重点目標	具体的方策
(1) 地域療育の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○「町子育て世代包括支援センター」を拠点として、発達の気になる子どもとその家族に対して、「県立療育センター」等との連携による総合的な支援を行います。 ○乳幼児検診や乳幼児訪問等の実施により、発達の気になる子どもの早期発見に努めます。 ○児童心理士等の専門職員による巡回相談を行う「発達障がい児療育支援事業」を、町内の保育所などで実施します。 ○発達が気になる子どもの「個別の支援計画」作成や引き継ぎ等の仕組みづくりなど継続した支援体制の構築を図り、関係機関との連携のもと、乳幼児期から学校卒業までの各ライフステージに対応した長期的な視点での支援に努めます。
(2) 就学前教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○家族形態や就業形態の多様化や、集団の中で子どもの発達を促したいという保護者のニーズに対応するため、保育園などでの障がいのある子どもの受け入れを促進します。 ○障がいのある子どもに配慮した保育園等の人的支援体制の充実や保育士等の研修機会の確保を図ります。

2 就学相談・支援の充実

障がいのある子どもの就学については、「専門的機関での教育を」と考える保護者がいる一方、「地元の学校で学ばせたい」と考える保護者も多くいる現状です。こうした保護者のニーズを適切に把握するために、相談体制の充実に努めます。

また、保護者のニーズを尊重しながら、子どもがその適性に合った教育が受けられるよう、就学支援体制の充実に努めます。

重点目標	具体的方策
(1) 就学相談体制の充実	○保護者のニーズを適切に把握するとともに、子どもが個性や能力を十分に発揮できるよう、関係機関との連携を強化し、就学相談支援体制を充実します。
(2) 就学支援体制の充実	○保護者の希望を尊重しながら、本人の意向や能力、障がいの状況を踏まえ、その子どもに合った適切な進路が選択できるよう、関係機関との連携を図りながら助言等に努めます。

3 学校教育の充実と推進

障がいのある子どものニーズに対応した、学校教育環境の改善、工夫等の配慮を進めるとともに、教職員等の研修体制等を充実し、指導力等の向上を図ります。

重点目標	具体的方策
(1) 学校教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある子どものニーズなどに応じて、設備、環境等の改善や工夫などの配慮に努めます。 ○学校全体の障がいに対する理解と配慮を推進します。 ○普通学級において配慮を要する子どもへの支援員等の配置を推進します。
(2) 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○町外にある特別支援学校への通学を支援するため「特別支援学校等通学通所支援事業（通学バスの運行）」を行います。 ○研修体制を充実し、特別支援教員を中心に、教職員全体の指導力等の向上を目指します。 ○特別な支援を必要とする子どもについて、関係機関と連携のもと、一貫した教育的支援ができるよう「個別の支援計画」の作成や、支援体制の構築を推進します。
(3) 進路相談・就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業後の進路について、障がいのある子どもが社会的に自立して生活していけるよう、学校や障害者就業・生活支援センター、一般企業、福祉事業所等との連携を促し、就労先の確保に取り組むとともに進学に向けた相談体制の充実を図ります。
(4) 福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「互いの人格と個性を認めあい共生する社会」の実現を目指し、障がい者との交流機会の拡充に努めるとともに、互いに思いやり、認め合う心とボランティアの心を醸成する福祉体験学習を推進します。

【障害者就業・生活支援センター】とは

就労を希望する障がい者、あるいは在職中の障がい者が抱える課題に応じて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・助言等の一体的な支援を行う施設です。

(盛岡広域圏では、県福祉総合相談センター内に設置されています。)

4 生涯学習環境の整備推進

障がいのある人が、学校を卒業した後も生涯にわたって、自発的に趣味や教養を高める学習を続けることや、地域の人とともにスポーツや文化活動に参加することは、生きがいの高揚や仲間づくり、社会参加の重要な機会となります。障がいのある人が、多様なスポーツやレクリエーション、生涯学習や文化活動などに触れる機会を多く持てるような環境整備を推進します。

重点目標	具体的方策
(1)スポーツ・レクリエーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共的体育施設等のバリアフリーへ向けた環境の改善を推進します。 ○障がい者団体等が行う各種スポーツ大会、レクリエーションの開催を支援するとともに、障がい者等の積極的な参加を促進します。 ○障がいのある子どもが水に親しむ機会を確保するため、水中運動教室「すてっぷクラス」事業を実施します。
(2)生涯学習・文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が、町や公民館等の「講演会」や「各種講座」などに参加できるように配慮や工夫を行います。 ○文化団体等への参加や、参加に必要な町民の配慮や工夫を促進します。 ○県障がい者芸術文化祭、町民まつり等への参加、出品を奨励します。

第5節 雇用・就労支援の充実

《現状と課題》

障がいのある人が、自立心を持って地域でいきいきと生活していくために、就労による社会参加は極めて重要な柱です。

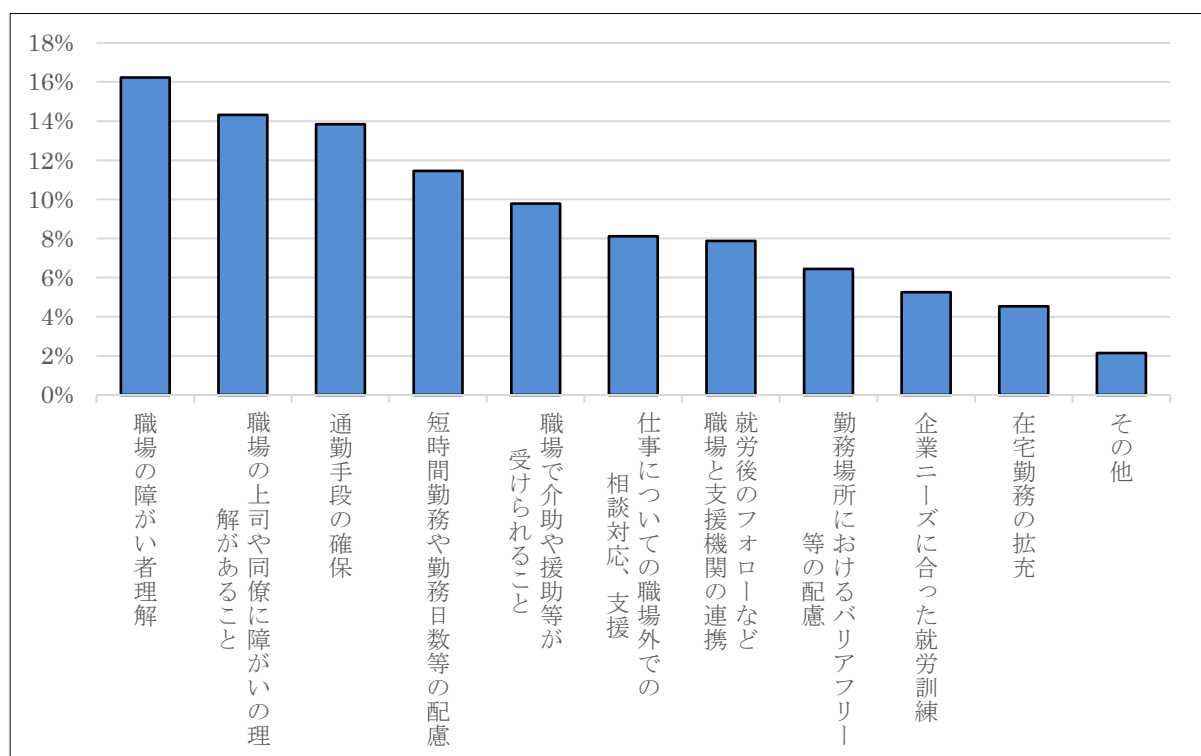
障害者雇用促進法の改正により、障がい者を取り巻く雇用・就労環境は、改善されてきているものの、一方で、働くことを希望する障がい者が、その能力を十分に発揮する機会が限られている状況も見られます。これを改善していくため、就労を希望する障がい者がその特性や能力を最大限に発揮できるよう、障がい者雇用及び就業を促進し、町、福祉施設、企業などの関係機関による連携を図り、就労を通じた社会参加に積極的に取り組んでいく必要があります。

【アンケート調査から】

○「平日の日中を主にどのように過ごしていますか」について、「会社勤めや、自営業、家業など収入を得ている」（24.2%）が第2位に挙げられています。

○就労していない人のうち、「今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか」については、「仕事をしたくない、できない」（58.5%）が「仕事をしたい」（41.5%）を上回っています。

○「障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか」について、「職場の障がい者理解」（16.2%）、「職場の理解や上司・同僚に理解があること」（14.3%）、「通勤手段の確保」（13.8%）などが上位に挙げられています。



1 就労機会の拡大と就労環境の改善

障がい者の雇用・就労相談の窓口となる「障害者就業・生活支援センター」やハローワークをはじめ、関係機関と連携を図りながら雇用の拡大を図ります。

また、障がい者が働きやすい職場づくりを推進します。

重点目標	具体的方策
(1)雇用の啓発・促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用促進のための支援事業や助成制度などの周知を図り、障がい者の特性に応じた多様な働き方ができるよう、働きやすい職場づくりのための広報・啓発活動を行います。 ○障がい者の法定雇用率の向上を図るため、関係機関と連携して企業に対して、障がい者の雇用に向けた働きかけをします。 ○町においても、障がい者の特性に応じた雇用に努めます。
(2)就労定着への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、就業面と生活面を一体的に支援し、就業定着を促進します。

2 一般就労への移行促進

就労意欲のある障がい者に対し、一般就労に向けた取り組みや能力に応じた就労支援の場の確保を図ります。

重点目標	具体的方策
(1)就労系事業への移行促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者がその特性や能力に応じた就労支援を受けられるよう、福祉的就労の場の確保や充実を図ります。 ○障がい者の就労系事業の利用を促進し、就労訓練などを推進します。
(2)地域での就労訓練等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主の協力を得て、企業での実習訓練や社会適応訓練事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業など、地域における訓練・支援事業を促進します。 ○町においても、障がい者の職場体験実習を受け入れた町内の事業主に対して費用の一部を助成する「障害者職場実習事業」を実施します。

【一般就労】とは

通常の就労形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業での就労や自ら起業している場合などを指します。

【福祉的就労】とは

一般就労が困難な障がい者のために福祉的な観点に配慮された環境での就労です。

【社会適応訓練事業】とは

通院中などの精神障がい者が、理解ある事業者のもとで訓練を行うことで、社会生活に必要な能力を伸ばし、社会復帰及び社会経済活動への参加を促すことを目的とした事業です。

【職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業】とは

障がい者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し支援する事業です。ジョブコーチは、「岩手障害者職業センター」に配置されているほか、社会福祉法人や事業主が配置することもできます。

3 工賃アップのための取組み

障がい者施設等で働く障がい者の工賃水準の向上を図ります。

重点目標	具体的方策
(1) 工賃向上の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「すずらん工房」等の施設で働く障がい者の工賃向上を図るため、商品開発や施設外就労などを推進します。 ○「葛巻町障害者就労施設等からの優先調達方針」に基づき、障がい者就労施設からの「物品・役務等」の調達を推進します。 ○町や関係機関団体と連携し、イベント等での販売活動を推進します。
(2) 各種制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主が工賃向上につながる制度を有効に活用するよう、積極的な情報提供に努めます。

4 働くための環境の整備

グループホーム等の整備など、居住の場の充実をはじめ、就労に必要な生活基盤づくりを促進します。

重点目標	具体的方策
(1) 居住の場の充実	○グループホームの町内整備を促進して、通勤困難な障がい者の生活基盤の推進を図ります。 ○公営住宅の改善や空き家などの活用促進を検討します。
(2) 通勤手段の確保	○交通・移動支援施策の充実を推進し、働く障がい者の通勤手段の確保を目指します。
(3) 関係機関との連携	○医療、保健、福祉、雇用等の関係機関と連携し、働く障がい者の生活を総合的に支援します。

第6節 福祉・生活支援の充実

《現状と課題》

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活し続けるためには、障がい者等の積極的な社会参加や自立に向けた福祉・生活支援体制を整備し、各ライフステージに応じた、切れ目のない支援を行うことが求められています。

【アンケート調査から】

- 「暮らしやすくするために充実してほしいこと」について、「年金や手当などの生活保障(18.7%)」、「移動・交通手段の確保(12.6%)」「気軽に自分のことを相談できる支援センター(11.7%)」、「保健・医療の充実」(9.85%)、などが上位に挙げられています。
- 障がい者等が「今後利用したいサービス」について、「相談支援(42.0%)」、「日常生活用具給付・貸与(26.1%)」、「生活介護(24.8%)」、「施設入所支援(23.6%)」、「共同生活援助(22.9%)」などが上位に挙げられています。

1 相談支援体制の充実

障がい者等の地域で自立した生活を支えるため、障がい者一人ひとりに必要な情報と、自らの希望する暮らしを実現するための調整や支援などを提供する相談支援体制等を充実します。

また、福祉・生活支援サービスの充実や地域資源の活用などの生活支援基盤を充実するために、関係機関のネットワーク体制の強化を推進します。

重点目標	具体的方策
(1) 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、町で委託実施している「障がい者相談支援事業」の充実を図ります。 ○地域の相談支援の中核となる「基幹相談支援センター」の設置に向けて、盛岡北部3市町（八幡平市、岩手町、葛巻町）と検討するほか、障がい福祉サービスを利用している近隣市町村との連携を図り、圏域の枠に捉われない体制づくりについても検討を進めます。 ○発達気になる子どもの相談支援を充実するために、「発達障がい児療育支援事業」を実施します。

重点目標	具体的方策
(2) 生活支援ネットワークの充実	<p>○町内の関係機関との連携を強化し、生活支援ネットワーク等の充実を図ります。</p> <p>○地域課題や不足する社会資源の開発などを検討する「地域自立支援協議会（広域圏で実施）」の機能充実を図り、身近な地域でのサービスや支援が充実するよう検討します。</p>

【基幹相談支援センター】とは

障害者自立支援法の改正により新たに制度化された施設で、地域の相談支援の拠点として、相談支援専門員や社会福祉士などの専門職員を配置して、総合的な相談業務などを行います。

【日常生活自立支援事業】とは

精神上的の障がい（認知症、知的障がい、精神障がいなど）で、判断能力が不十分な人に対して、社会福祉協議会が福祉サービス利用や金銭管理の援助などを行う事業です。

【成年後見制度】とは

精神上的の障がい（認知症、知的障がい、精神障がいなど）で、判断能力の不十分な人が不利益を受けないように、家庭裁判所が認めた「後見人」などが、保護し支援する制度です。必要な支援の内容に応じて、「後見人」、「補佐人」、「補助人」などが支援します。

2 生活支援サービスの充実

障がい者等が地域で安心して暮らすためには、必要に応じて、いつでも福祉サービスが受けられる仕組みづくりが重要です。中でも、日々の生活を支える様々な在宅サービスは欠かすことができないものです。

特に、地域生活が家族による支援のみに頼ることなく、重度の障がい者、自立や支援を望む障がい者等が安心して地域で生活できるよう、生活支援サービスの質や量の充実を図ることが重要です。

重点目標	具体的方策
(1) 居住支援の充実	○障がいがあっても地域で暮らし続けることができるよう「グループホーム」等の居住系サービスの整備を促進します。
(2) 計画相談支援体制の充実	○障がい者、障がい児やその家族の、個々の障がいの特性や介護者の状況、サービスの利用意向等を踏まえた相談・必要な支援が適切に実施されるよう、関係機関との連携によりケアマネジメント体制の充実を図ります。

重点目標	具体的方策
(3) 訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な障がいに対応できるよう、訪問系サービスの提供体制の充実を図ります。 ○グループホーム等の整備や介護保険事業者との連携等により、必要な短期入所施設の確保を図ります。
(4) 日中活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業者等との連携により「生活介護」、「機能訓練」サービスなどの確保・充実を図ります。 ○働くことを希望する障がい者等の多様なニーズに対応するために「就労支援事業」基盤の拡充を促進します。 ○町外施設に通所する障がい児の療育支援のために、「通学支援バス」を活用したサービスの確保・充実を図ります。 ○障がい児の家族の負担を軽減するために、「児童発達支援」等の町内で定期的に開催できるように事業所に働きかけを行うとともに、事業所の整備に向けた検討を行います。
(5) 地域移行等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○居住の場や日中活動の場などを整備・充実し、重い障がいのある人も地域で暮らすことができるよう、施設入所・入院等からの地域移行を推進します。 ○就労系事業の推進により、障がいのある人の福祉施設利用者の一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設による雇用の場の拡充を推進します。
(6) 地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の地域生活の支援のために、市町村が地域の実情を踏まえて実施する「地域生活支援事業」の充実を図ります。
(7) 障がい福祉を支える人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、従業員の資質向上のため、その研修の機会を確保するよう指導するとともに、各種労働法規等の遵守を徹底し、サービス従業者の処遇改善や職場環境の改善を図ります。
(8) 医療的ケア児に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児支援法に基づき、医療的ケアが必要な障がい児等について、地域において包括的な支援が受けられるよう保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携促進を図ります。また、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を促進し、支援体制の充実を図ります。
(9) 障がい者の家族支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を行い支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点から、障がい者の家事援助、短期入所等必要とされるサービスの提供体制の充実を図ります。

3 生活の安定と向上

障がいのある人にも障がいのない人にも、生活の経済的な安定と向上は、避けては通れない課題です。障がい者等の経済的自立を支援するための各種年金や手当制度その他の障がい者等に対する関連施策の周知を図るとともに、その充実を促進していきます。

重点目標	具体的方策
(1)年金、手当等の周知と充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害基礎年金、特別障害者手当や障害児福祉手当等の各種年金・手当制度の周知を図ります。 ○障害者総合支援法による「補装具費」や「医療費（精神通院・更生医療・育成医療）」の助成制度の周知と相談の充実を図ります。 ○「介護手当」、「中度障害者医療費助成事業」、「ぬくもり助成事業」など、町独自の助成事業の充実等を図ります。
(2)関連施策の周知と充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者手帳制度の周知に努めるとともに、障がい者等が利用できる、 <ul style="list-style-type: none"> ・税の減免制度、医療費助成制度、公共交通機関や通信など、各種割引制度 ・社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付」制度 ・心身障害者扶養共済制度 などの関連施策の周知を図ります。

4 共生社会の実現に向けた支援の充実

障がい者の高齢化や重度化、また「親亡き後」も引き続き町内で暮らしていくためには、障がい者または障がい児が安心して生活できる環境整備が必要となります。

障害福祉サービスにおけるグループホームの整備も方法の一つですが、既存の町営住宅の障がい者向け共同住宅への改築、障がい者向け町営住宅の整備といった「障がい者向け共同住宅」の整備、障がい者と高齢者が共に生活する場所としての「共生型住宅」の整備、障がい者と高齢者が日常的に交流できる日中活動の場としての「共生型サービス施設」等町に合わせた暮らしの場の整備について、障がい者福祉と高齢者福祉の関係者を交えた協議の場を持ち、検討を進めていきます。

誰もが生きがいを持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて環境整備を進め、支援の充実を図ります。

第3章

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

第1節 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な事項

第2節 サービスの内容と対象者

第3節 障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る数値目標

第4節 障がい福祉サービスの見込量及び確保策

第5節 地域生活支援事業の見込量及び確保策

第6節 町の独自支援について

第1節 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な事項

第7期障がい福祉計画（以下「第7期計画」といいます。）は、障害者総合支援法に定める「市町村障害福祉計画」として、国の基本指針に即して、障がい福祉サービス等の種類ごとの内容・必要なサービスの見込み量及びその確保のための方策などについて定めています。

第3期障がい児福祉計画（以下「第3期計画」といいます。）は、児童福祉法に定める「市町村障害児福祉計画」として、国の基本方針に即して、障がい児通所支援サービス等の種類ごとの内容・必要なサービスの見込み量及びその確保のための方策などについて定めています。

なお、第7期計画及び第3期計画は、第2章第6節「福祉・生活支援の充実」のうち「1. 相談支援体制の充実」及び「2. 生活支援サービスの充実」の実施計画としての位置づけとなり、計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年の計画となります。

1 計画の基本理念

「相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会をつくり、障がい者等の自立と社会参加を実現する」という障害者基本法の理念を踏まえつつ、障害者総合支援法や児童福祉法及び国の基本指針に基づいて、次の事項に配慮して計画を策定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者等ができるだけ身近な地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう適切な支援を行います。

また、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病患者等が障がい等の種別に関わらず、適切な福祉サービスを受けることができるように努めます。

(3) 地域生活や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点等の地域の社会資源を最大限に生かしたネットワークづくりを推進していきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どものライフステージに沿って、「保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援」等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目のない一貫した支援を身近な地域で提供できる体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい福祉に関連する人材確保・定着の取組は、行政と事業者等の関係者が一体となって、取り組むべき課題であることから、行政、社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉施設等の関係機関等と情報共有を図ること等により、人材確保・定着を推進します。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえつつ、合理的配慮の提供とそのため環境整備に留意しながら、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。さらに、情報アクセシビリティの向上のため、障がい特性に配慮した支援の促進を図ります。

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供にあたっては、次に掲げる点に配慮して数値目標等を設定し、計画的な体制整備を進めます。

(1) 訪問系サービスの提供

障がい種別を問わないサービス提供ができるよう、訪問系サービスの充実を図ります。

【訪問系サービスの種類】

①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービスの提供

希望する障がい者等に多様な日中活動系サービスを提供できるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

【日中活動系サービスの種類】

①療養介護 ②生活介護 ③自立訓練 ④就労選択支援 ⑤就労移行支援
⑥就労継続支援 ⑦就労定着支援 ⑧自立生活援助 ⑨短期入所
⑩地域活動支援センター

- (3) **グループホーム等の整備に向けた検討・協議及び地域生活への移行を推進**
地域における居住の場として、グループホーム等の整備に向けた具体的な検討・協議の場を設置するとともに、町営住宅や民間アパート等の情報提供を行い、入居への支援を行います。
また、自立生活援助、自立訓練及び地域移行・定着支援事業等の推進により、施設入所や入院から地域生活への移行を推進します。
- (4) **福祉施設から一般就労への移行を推進**
就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及び移行後の定着を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を推進します。
- (5) **強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実**
強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関と連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

相談支援サービスの提供にあたっては、次に掲げる点に配慮して数値目標等を設定し、計画的な体制整備を進めます。

(1) 相談支援体制の充実・強化

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を送るためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び適切な利用を支援、各種ニーズに対応するために必要な相談支援体制の構築が不可欠な状況です。また、障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な各種サービスにつなげることができるように、関係機関との連携に努めることが重要となります。そのため、地域における相談支援の中核的な役割を果たす「基幹相談支援センター」の設置について引き続き検討を行います。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、福祉施設等に入所や入院している障がい者数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要があります。

さらに、障害者支援施設等または精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま、住み慣れた地域で

生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要です。

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者または発達障がい児が可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネージャーの配置等を適切に進めることが重要です。

(4) 協議会の設置等

障がい者等の地域生活を総合的に支援していくためには、関係機関、団体等の連携の強化が必要です。地域課題や不足するサービスなどを検討し、地域全体で解決していく「協議会」の設置について検討を進めます。

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児通所支援サービス等の提供にあたっては、次に掲げる点に配慮して数値目標等を設定し、計画的な体制整備を進めます。

(1) 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、児童発達支援センターの設置もしくは児童発達支援センターと同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要です。

支援体制の整備に当たっては、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、母子保健、子育て支援、教育、当事者等の関係機関等の有機的な連携の下で進めていくことが必要です。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児支援が適切に行われるためには、乳幼児期から学校卒業まで、支援が途切れることなく、円滑に引き継がれることが重要であり、関係機関と緊密な連携体制を図ることが必要です。

(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにすることで、地域共生社会の実現・推進を図っていくことが必要です。

保育所等訪問支援を活用しながら、保育園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児及び医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援が受けられるように、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児の支援ニーズの把握を進め、地域における課題や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図ります。

さらに、心身の状況に応じた「保健、医療、福祉、保育、教育」等の必要な支援が受けられるよう、各関係機関で連携を図るための「協議の場」の設置について、検討を進め、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要です。

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

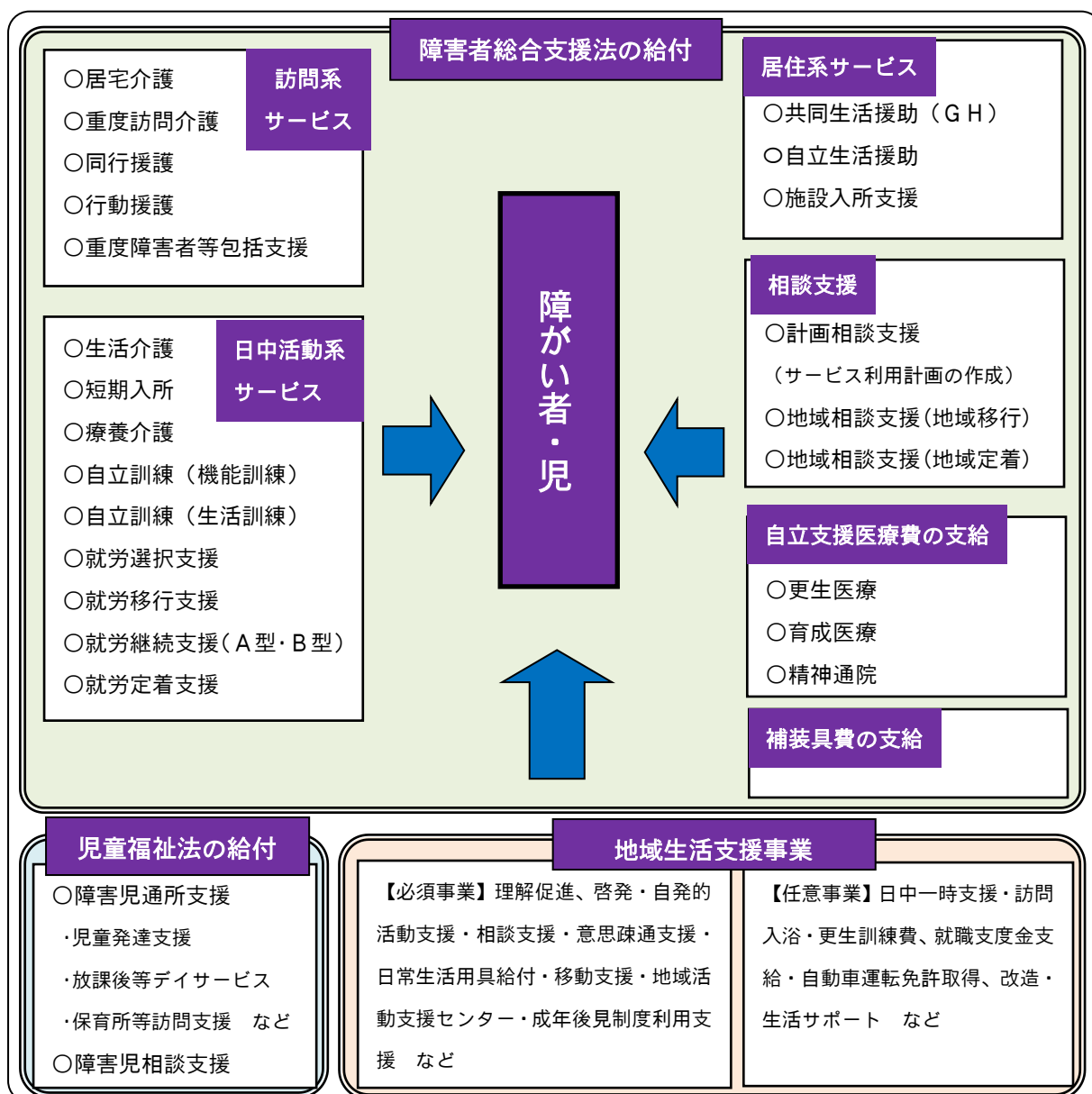
障害児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心となる役割を担っています。

このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要があります。

第2節 サービスの内容と対象者

障がい福祉サービスは、勘案すべき事項（障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」、「地域相談支援」と、市町村等の創意工夫により、利用する方の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大きく分けられ、各種サービスが提供されています。

また、サービスの支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料のひとつとして、障がいのある人の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」が設けられており、本町では八幡平市と岩手町との共同で、医療・保健・福祉の専門分野の委員から構成される「盛岡北部地区障害支援区分認定審査会」を設置し、中立かつ公正な立場での審査判定を行っています。



1 障害者総合支援法の給付（障がい福祉サービス）

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容	主な利用対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	区分1以上の人(障がい児にあってはこれに相当する心身の状態) ※「区分」とは障害支援区分のことをいいます。以下の表において同じ。
重度訪問介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人(区分4以上)
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報提供や援護等を行います。	重度の視覚障がいがある人(身体介護を伴う場合は区分2以上)
行動援護	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人(区分3以上)
重度障害者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき必要な障がい福祉サービスを包括的に提供します。	介護の必要度が著しく高い人(区分6) ①寝たきり状態で、呼吸器管理を行う身体障がいのある人又は重度の知的障がいのある人 ②強度の行動障がいのある重度の知的障がいのある人

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容	主な利用対象者
生活介護	福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護等を行います。	①区分3以上(施設入所者は区分4以上)の人 ②50歳以上の区分2以上(施設入所者は区分3以上)の人
短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行います。	介護者の病気等の理由により、障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人(区分1以上。障がい児にあってはこれに相当する状態。)

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容	主な利用対象者
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護等を行います。	長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人 ①区分6で、ALS患者など呼吸器管理を行っている人 ②区分5以上で、筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営むために必要な、身体機能や生活機能の維持・向上のため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の支援等を行います。(利用期間18か月以内)	身体に障がいのある人で、 ①施設退所や退院する人で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校の卒業者で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援等を行います。(利用期間2か月以内)	①就労移行支援または就労継続支援を利用する意向のある人 ②就労移行支援または就労継続支援を利用している人
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要な、生活能力の維持向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の支援等を行います。(利用期間24か月以内)	知的や精神などに障がいのある人で、 ①施設退所や退院する人で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校の卒業者等で、生活能力の維持・回復などの支援が必要な人
就労移行支援 (令和7年度中に施行)	一般企業等の就労に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用期間24か月以内)	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労などが見込まれる65歳未満の人
就労継続支援 (A型)	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた必要な支援等を行います。	就労機会等の提供を通じて、雇用契約に基づく就労が可能な人(65歳未満)で、 ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容	主な利用対象者
就労継続支援 (B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約を結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援等を行います。	就労移行支援等を利用したが、一般就労や就労継続支援（A型）に結びつかなかった人などで ①就労経験のある人で、年齢・体力面で一般就労することが困難となった人 ②就労移行支援を利用して、就労継続支援（B型）が適当と判断された人 ③①②に該当しない50歳以上の人など
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて、新たに雇用された障がい者に対し、一定の期間、就労の継続を図るために必要な関係機関等との連絡調整等を行います。	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

(3) 居住系サービス

サービス名	内容	主な利用対象者
共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡調整などを行います。	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している人で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人
自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者等に対し、居宅での自立した生活を送る上で生じる問題等について、一定の期間、定期的な巡回訪問または、連絡を受けて、相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。	障がい者支援施設やグループホームなどを利用して一人暮らしを希望する人など
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援等を行います。	①生活介護利用者のうち、区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人など

(4) 相談支援

サービス名	内容	主な利用対象者
計画相談支援	サービス等利用計画を作成します。また、サービス事業所等との連絡調整を行います。	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての人

(4) 相談支援

サービス名	内容	主な利用対象者
地域相談支援 (地域移行支援)	訪問指導や住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための事業所への同行支援等を行います。	施設入所や精神科病院入院の人や児童福祉施設に入所する18歳以上の人など
地域相談支援 (地域定着支援)	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急時の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。	施設入所や精神科病院入院の人や児童福祉施設に入所する18歳以上の人で当該施設や病院を退所・退院した人など

2 児童福祉法の給付（障がい児サービス）

(1) 障害児通所支援

サービス名	内容	主な利用対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	未就学の障がい児で、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められるもの
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由児で、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要性があるもの
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。	学校に就学する障がい児で、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められるもの
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	保育所などの施設に通う障がい児で、当該施設を訪問し、専門的支援が必要と認められたもの（平成30年度から、乳児院等に入所する障がい児が追加）
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。	重症心身障がい児などの重度の障がい児で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

(2) 障害児相談支援

サービス名	内容	主な利用対象者
障害児相談支援	障害児通所支援利用計画を作成します。また、サービス事業所等との連絡調整を行います。	障害児通所支援を利用するすべての児童

3 自立支援医療費

自立支援医療は、障がい者等が、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療であり、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つに大別されます。

自立支援医療費の支給は、障がい者、または障がい児の保護者からの申請に基づき行われ、受給者は、医療費負担率の軽減や1か月当たりの負担額の上限額が設定されます。

区分	主な対象者
更生医療	身体障がい者で、障がい軽減のための手術などが必要なもの
育成医療	身体障がいのある子どもで、障がい軽減のための手術などが必要なもの
精神通院医療	精神疾患の集中的・継続的な通院治療を要する人

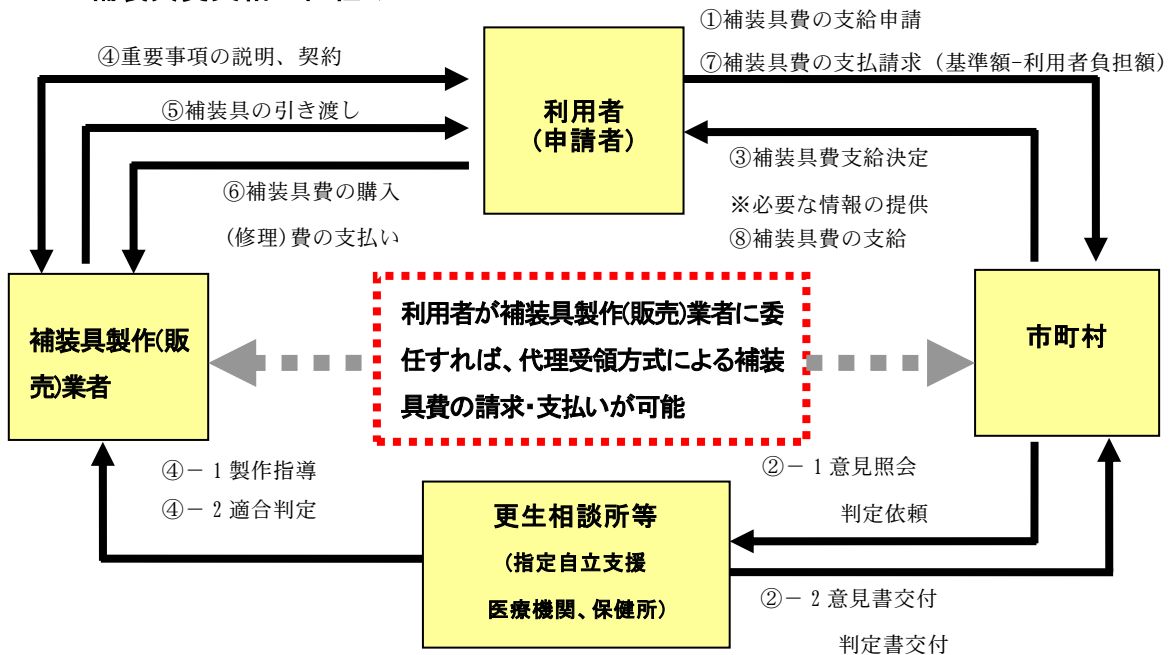
4 補装具費

補装具とは、障がい者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるものなどで、義肢、装具、車いすなどのことをいいます。

補装具費(購入、修理)の支給は、障がい者、または障がい児の保護者からの申請に基づき行われます。利用者の負担は、所得等に配慮した負担となっており、世帯の所得に応じて、1か月あたりの負担額の上限額が設定されます。

負担額の上限については、障がい福祉サービスの負担額と補装具に係る負担額の上限額を合算し、その負担の軽減が図られようように配慮されています。

■補装具費支給の仕組み



5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が、障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

地域生活支援事業には、市町村が必ず実施する事業（以下「必須事業」といいます。）と市町村の地域特性や規模、利用者のニーズ等により、市町村が裁量的に実施する事業（以下「任意事業」といいます。）があります。

	事業名	内容
必須事業	理解促進研修・啓発	障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
	自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
	相談支援事業	障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整などを行います。
	意思疎通支援事業	意思疎通の円滑化を図ることを目的に、聴覚機能、言語機能、音声機能その他の障がいのある人を対象に、手話通訳者、要約筆記者などを派遣します。
	日常生活用具給付等事業	重度の障がい者等に対し、「介護訓練支援用具」、「自立支援用具」、「在宅療養支援用具」、「情報意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」、「居住生活動作補助用具」などの日常生活用具を給付または貸与します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、ホームヘルパーなどによる外出のための支援を行います。
	地域活動センター	通所者に対し創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行います。
	成年後見制度利用促進事業	成年後見制度を利用しなければ、障がい福祉サービス等を利用することが困難な障がい者に、制度利用の支援や費用の助成を行います。
任意事業	訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護を行います。
	更生訓練費支給事業	就労移行支援事業、自立訓練事業等を利用する低所得の障がい者に訓練または実習にかかる経費を助成し、地域生活への移行や一般就労への移行を支援します。
	日中一時支援事業	障がいのある人の日中活動の場の確保と、介護者の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。
	自動車運転免許取得改造事業	障がい者の自動車免許の取得に要する経費または身体障がい者が利用する自動車の改造費を助成します。
	生活サポート事業	障がい者が、病気などにより一時的に生活支援が必要になった場合に、ホームヘルパーなどを派遣し生活を支援します。
	就職支度金支給事業	施設入所者等が一般就労する際に、就職支度金を支給することにより、地域移行と一般就労を促進します。

第3節 障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る数値目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の定める基本方針に基づき、令和8年度を目標年度とする数値目標を設定します。

1 福祉施設から地域生活への移行

第6期障がい福祉計画では、令和元年度末の施設入居者数から令和5年度末までの施設入居者数を2人減、地域生活への移行者数2人を目標としていますが、令和5年度末の推計は、施設入居者数が26人、地域生活への移行者は2人となっています。

第7期計画では、国の基本指針に基づき、令和8年度までに施設入居者数の目標を2人減、施設からの地域生活への移行者数の目標を2人として取り組んでいきます。

【目標値】

年度末時点の施設入居者数		【目標値】 見込 (A - B)	【目標値】 地域生活移行者数
令和4年度 (A)	令和8年度 (B)		
25人	23人	△2人	2人

【考え方】

施設入居者見込者数	国の指針により、令和4年度末時点から5%以上の削減を目標とするものです。
地域生活移行者数	国の指針により、令和4年度末時点から6%以上の移行を目標とするものです。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

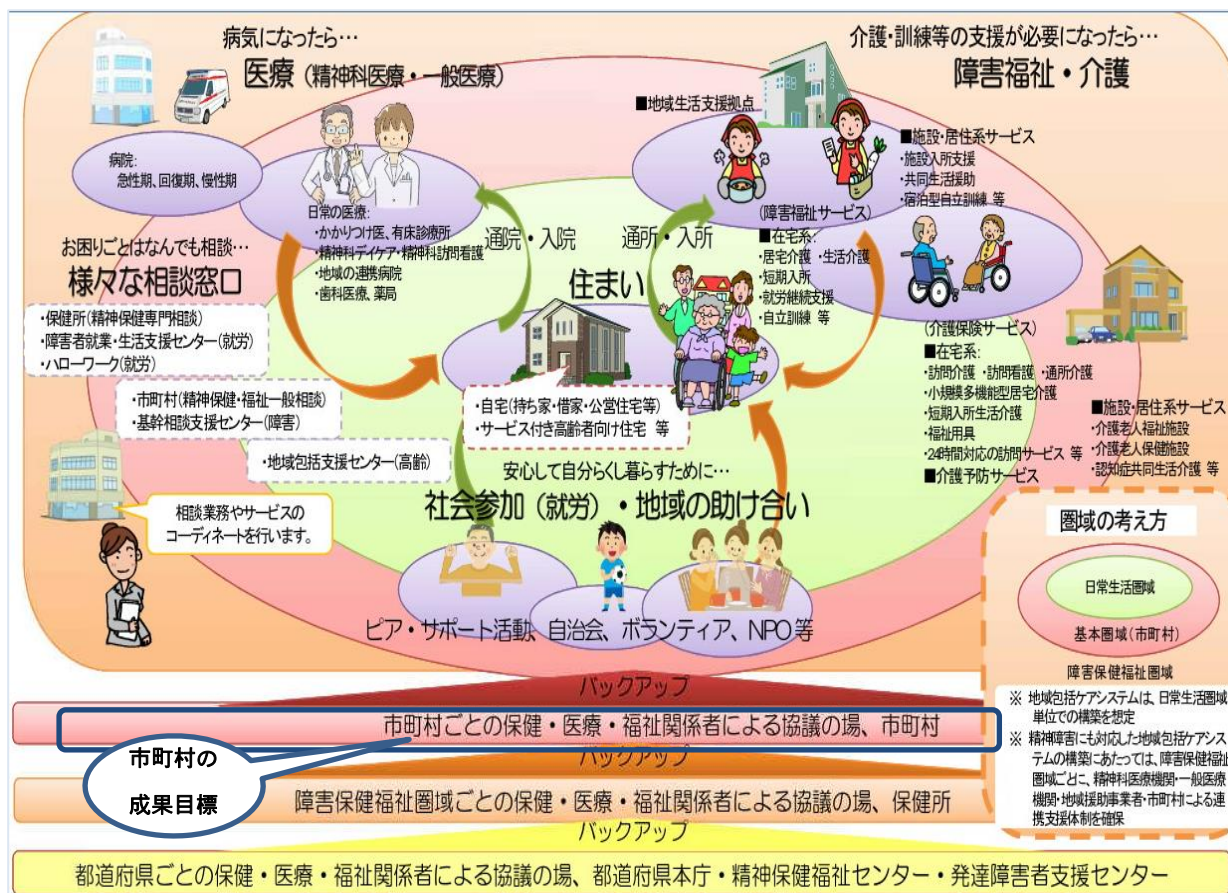
精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが、地域の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めることが国の基本指針として掲げられています。

町では、地域の現状や課題をもとに、盛岡圏域8市町や保健・医療・福祉等の関係機関と調整を図り、情報共有や連携を行う「協議の場」の設置に向けた取り組みを進めています。

【目標値】

令和8年度末	目標値の設定にあたっての考え方
1カ所	既存の組織（地域ケア会議）の活用を検討します。 盛岡圏域8市町と共同設置に向けた検討をします。

【参考】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のイメージ図



3 地域生活支援の充実

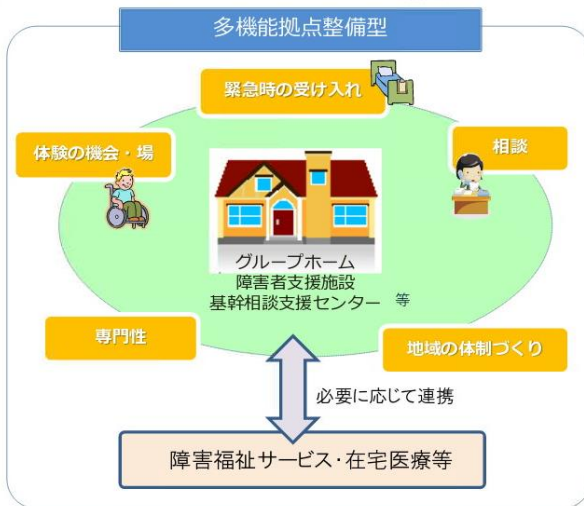
障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えつつ、障がい者及び障がい児が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等を整備することが国の基本指針として掲げられています。

町では、地域の現状や課題をもとに、盛岡圏域8市町が持つ既存の社会資源を活用しながら、情報共有や連携を図り、設置に向けた取り組みを進めていきます。

【目標値】

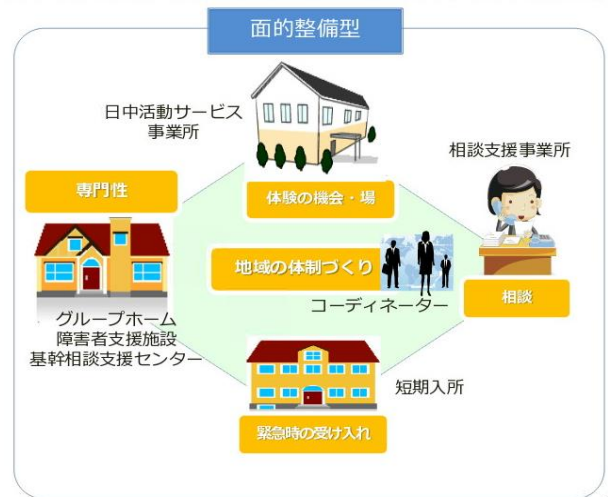
項目	令和8年度末	目標値の設定にあたっての考え方
地域生活支援拠点等の整備	1ヵ所	町単独または盛岡圏域8市町及び関係機関と調整の上、拠点整備や支援体制、連絡体制の構築を進めます。
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	体制構築	
運用状況の検証及び検討	1回	
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握	ニーズ把握	
強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備	体制整備	

【参考】 地域生活支援拠点の構築のイメージ図



【多機能拠点整備型】

各機能を集約して、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点



【面的整備型】

地域における複数の機関が分担して担う体制

【地域生活支援拠点に求められる機能】

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、医療との連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置、地域資源の活用等）

4 福祉施設から一般就労への移行

第6期障がい福祉計画では、令和5年度において、福祉施設の入所・退所者のうち、一般就労へ移行する年間延べ人数を2人としています。

令和5年度末の福祉施設から一般就労への移行実績はありません。就労移行支援事業の利用者については、令和3年度及び令和4年度末で1人、令和5年度の利用実績はありません。

第7期計画では国の基本指針に基づき、令和8年度中において、一般就労への移行者数の目標を1人、就労移行支援事業からの一般就労移行者数の目標を1人、就労継続支援A型からの一般就労移行者数を1人、就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数を1人、就労定着支援事業利用者を1人として、施設や就労支援相談員等と連携を図り、取り組みを進めていきます。

また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合については、町内に該当事業所がないことから、目標値は定めていませんが、障がい者にとって身近なサービス利用ができるように、サービス提供事業者の参入への促進を図ります。

障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るために、一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても支援の必要性に応じて適切に利用されるよう取り組みを進めていきます。

【目標値】

	令和3年度	令和8年度
一般就労移行者数	0人	1人
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	0人	1人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	-%	-%
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	0人	1人
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	0人	1人
就労定着支援事業利用者数	1人	2人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	-%	-%

【考え方】

一般就労移行者数	国の指針では、令和3年度実績の1.28倍以上の移行を目標とすることとするものですが、移行実績がないことから、目標値を1人とするものです。
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	国の指針により、令和3年度実績の1.31倍以上の移行者数を目標とするものとされていますが、移行実績がないことから、目標値を1人とするものです。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	国の指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標としていますが、町内に該当事業所がないことから、目標値は定めておりません。
就労継続支援事業から一般就労への移行者数	国の指針では、令和3年度の移行実績のA型については概ね1.29倍以上、B型については概ね1.28倍以上を目標とされていますが、移行実績がないことから、いずれも目標値は1人とするものです。
就労定着支援事業の利用者数	国の指針では、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを目標とされています。
就労定着支援事業による就労定着率	国の指針では、就労定着支援事業の就労定着率（過去6年間の就労定着支援総利用者数のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合）が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目標としていますが、町内に該当事業所がないことから、目標値は定めておりません。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援が適切に行われるためには、乳幼児期から学校卒業まで、支援が途切れることなく円滑に引き継がれることが重要であり、そのためには、各期において、緊密な連携体制を図ることが必要です。

国の指針では、児童発達支援センターの設置、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置の設置等を進めることが基本とされています。

町では、地域の現状や課題をもとに、盛岡圏域8市町や、町内の児童が利用している二戸圏域の障がい児通所支援事業所等の関係機関と情報共有や連携を図り、設置に向けた取り組みを進めていきます。

また、児童発達支援センターが設置されるまでの間は、健康福祉課が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的支援機能と同等の機能を有する体制を整備していきます。

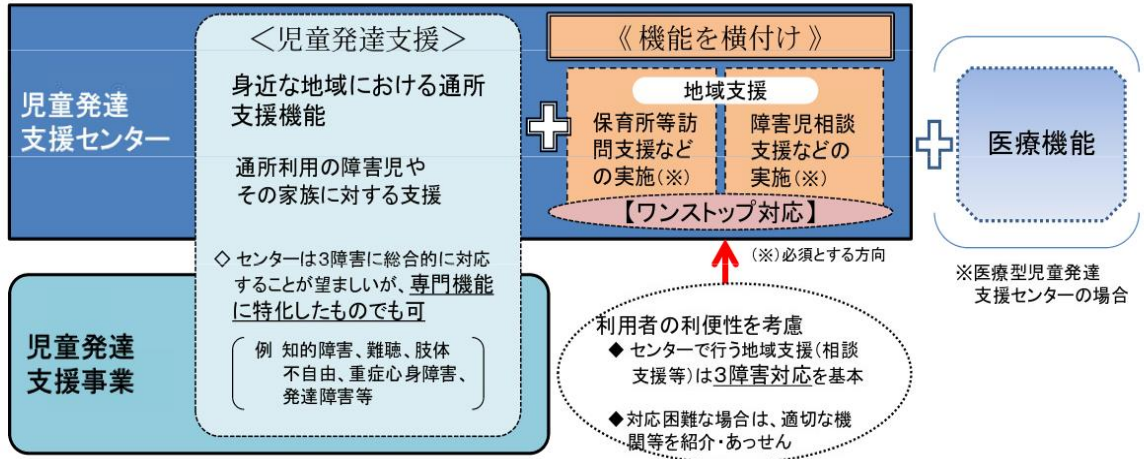
【目標値】

	令和8年度末	目標値の設定にあたっての考え方
児童発達支援センターの設置	1ヵ所	サービス提供事業所等と単独設置に向けて検討します。 盛岡圏域8市町と調整の上、共同設置の可能性についても検討します。
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	1ヵ所	盛岡圏域8市町及び関係機関と調整の上、支援体制を整えます。
主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1ヵ所	盛岡圏域8市町及び関係機関と調整の上、支援体制を整えます。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1ヵ所	盛岡圏域8市町で協議の場は設置済み。
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1人	盛岡圏域8市町及び関係機関と調整の上、支援体制を整えます。

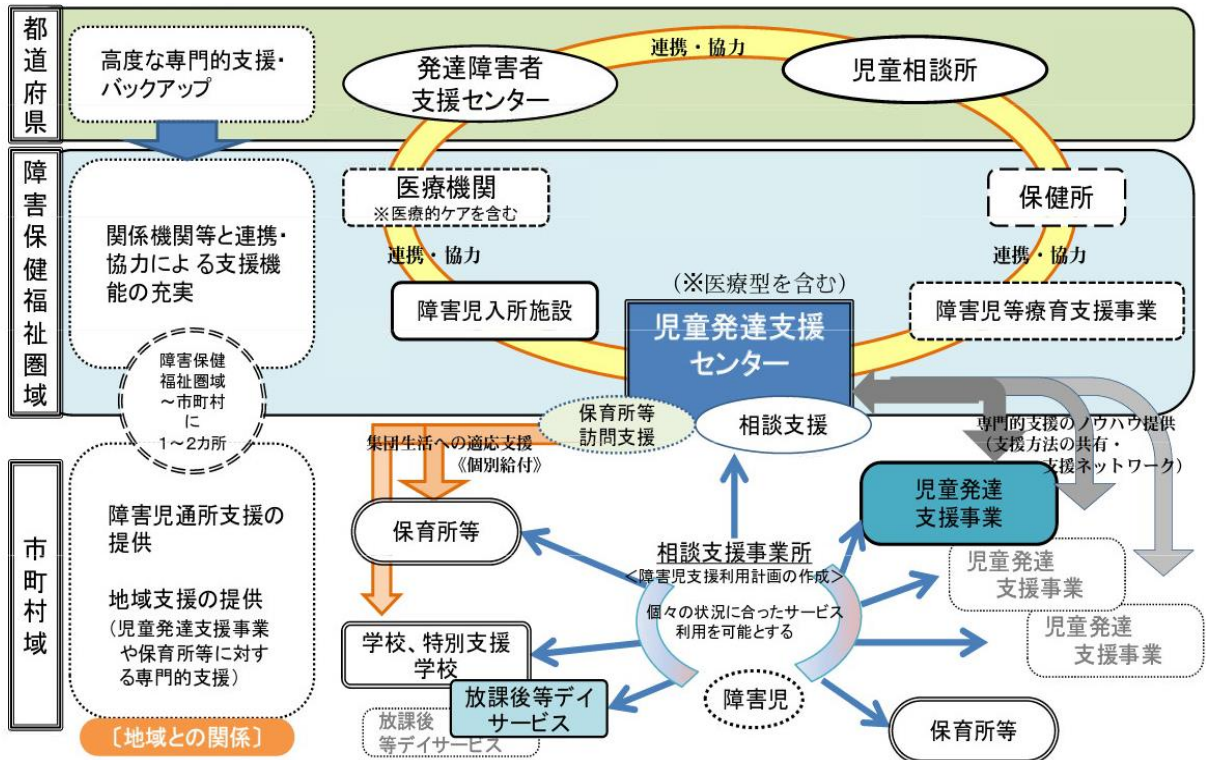
【参考】児童発達支援センターと事業について

○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
 - ・ 「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
 - ・ 「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



【参考】児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ図



6 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、相談支援体制の充実・強化を図るため、各種ニーズに対応できる総合的・地域的な支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業所に対する訪問などによる専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととされています。

町では、地域の現状や課題をもとに、盛岡圏域8市町や関係機関と調整を図り、相談支援体制の充実を図ります。

【目標値】

		数値目標	目標値の設定にあたっての考え方
基幹相談支援センターの設置の有無		有	盛岡北部3市町（八幡平市、岩手町、葛巻町）及び関係機関と調整の上、基幹相談支援センターの設置に向けた協議を進めてまいります。
基幹相談支援センターによる地域の	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	1件	
相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み	1人	

7 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービスが多様化する中、サービス利用者が真に必要なサービスを提供していくため、県が実施する障がい福祉サービスに係る研修への積極的に参加するとともに、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を分析・活用することにより、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

【目標値】

		数値目標	目標値の設定にあたっての考え方
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加人数		1人	盛岡広域8市町及び関係機関と調整の上、取り組みを進めます。
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有の有無と実施回数		1回	

第4節 障がい福祉及び障がい児サービス等の見込量及び確保策

令和6年度から令和8年度までの障がい福祉サービス及び障がい児サービス等における種類ごとに必要な見込み量及びその確保策については、次のとおりです。

1 訪問系サービス

【第6期計画見込量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	時間	72	75	80
	人	11	12	12

※第6期計画まで訪問系サービスはサービス全体で見込量を設定していました。

(1) 居宅介護

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績(推計)	見込	見込	見込
時間	43	108	114	110	115	120
人	10	11	11	11	12	12

【現状と課題】

現在、町内で2つの事業所が居宅介護を提供しています。

【見込量の確保策】

サービスの拡充や質的向上を図るよう働きかけつつ、三障がいのほか、発達障がい等の「障がいの特性」を理解したヘルパーの養成に努め、サービスの充実を図ります。

(2) 重度訪問介護

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績(推計)	見込	見込	見込
時間	—	—	—	—	—	—
人	—	—	—	—	—	—

※ 利用実績も利用見込みもありません。

【現状と課題】

現在、町内で2つの事業所が重度訪問介護を提供していますが、現在の利用者はいません。

【見込量の確保策】

施設や病院を退所・退院し、地域生活へ移行した人の利用が見込まれるため、制度の周知に努めます。

(3) 同行援護

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績(推計)	見込	見込	見込
時間	—	—	—	—	—	—
人	—	—	—	—	—	—

※ 利用実績も利用見込みもありません。

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業者はなく、利用者もいません。

【見込量の確保策】

今後も引き続き、視覚障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう事業者の確保に努めます。

(4) 行動援護

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績(推計)	見込	見込	見込
時間	5	4	3	3	4	5
人	1	1	1	1	1	2

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業者はありませんが、町外施設での利用実績があります。

【見込量の確保策】

今後も引き続き、知的障がいまたは精神障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう事業者の確保に努めます。

(5) 重度障害者等包括支援

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績(推計)	見込	見込	見込
時間	—	—	—	—	—	—
人	—	—	—	—	—	—

※ 利用実績も利用見込みもありません。

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業者はなく、利用者もいません。

【見込量の確保策】

介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障がい者が各種サービスを包括的に受けられるよう、通所施設の確保と充実に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
日	714	716	714	689	735	728	720	730	740
人	34	35	34	35	35	37	37	37	38

【現状と課題】

現在、町内に指定事業所はありませんが、誠心会デイサービスセンターが基準該当生活介護を提供しています。町外の生活介護事業所に通所する利用者のほか、町外に居住する施設利用者が増加しています。

【見込量の確保策】

町内の基準該当事業所等と連携し、引き続き見込量の確保を図ります。町外施設については、利用者能力に応じた適正な日中活動系サービスが提供されるよう、必要に応じて就労支援事業などへの利用者の移行を促進します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
日	－	－	－	－	10	－	－	－	10
人	－	－	－	－	1	－	－	－	1

【現状と課題】

現在、町内に指定事業所はありませんが、誠心会デイサービスセンターが基準該当自立訓練を提供しています。

【見込量の確保策】

施設や病院を退所・退院する人の身体的リハビリテーションのための利用が見込まれます。町内の基準該当事業所等と連携し、必要な見込量の確保を図ります。

(3) 就労選択支援（新規）

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
人							－	－	1

【見込量の確保策】

特別支援学校卒業者や就労移行支援、就労継続支援A型またはB型の新規利用者や現在利用している方の利用を想定しています。令和6年度からの新規サービスとなるため、制度の周知に努めます。

(4) 自立訓練（生活訓練）

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
日	20	26	20	16	20	－	10	15	20
人	1	2	1	1	2	－	1	2	2

【現状と課題】

現在、町内に指定事業所はありませんが、誠心会デイサービスセンターが基準該当自立訓練を提供しています。

【見込量の確保策】

施設や病院を退所・退院する人の地域移行のための生活訓練が見込まれます。町内の基準該当事業所等と連携し、必要な見込量の確保を図ります。

(5) 就労移行支援

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
日	20	5	25	－	31	－	5	10	15
人	2	1	2	－	2	－	1	2	2

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業所はありませんが、町外施設での利用実績があり、一般就労へ移行するケースもあります。今後、特別支援学校卒業者や一般就労を希望する新規利用者の利用などが見込まれます。

【見込量の確保策】

一般就労などを促進するために、事業者の確保及び障がい者に対する理解・啓発に努めます。今後も引き続き、町内での新規事業者の参入や多機能型事業所への移行などを働きかけ、サービス提供基盤の確保と利用者の掘り起こしに努めます。

(6) 就労継続支援A型

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
日	21	21	31	22	31	22	22	22	41
人	1	2	1	1	2	1	1	1	2

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業所はありませんが、町外での利用があります。今後、特別支援学校卒業者や一般就労を希望する新規利用者の利用などが見込まれます。

【見込量の確保策】

障がいのある人の能力に応じた就労支援を行うためには、事業者の確保及び就労支援相談員など、利用者と事業者を繋ぐための人材の育成や確保が必要です。今後も引き続き、町内での新規事業者の参入や多機能型事業所への移行などを働きかけ、サービス提供基盤の確保と利用者の掘り起こしに努めます。

(7) 就労継続支援B型

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
日	610	439	650	444	690	527	540	578	613
人	31	28	33	28	35	31	31	33	35

【現状と課題】

現在、町外施設での利用があるほか、町内では、すずらん工房がサービスを提供しています。利用者については、すずらん工房のほか、盛岡圏域や二戸圏域の事業所を中心に増えている状況です。

今後も利用者がその能力に応じて、サービスを受けることができるよう、すずらん工房や近隣市町村と連携を図る必要があります。

【見込量の確保策】

施設を退所した人や、精神科病院を退院した人及びデイケア利用者などの利用が見込まれます。

- 「すずらん工房」の新規商品の開発や施設外就労など、利用者の工賃アップに関する活動を支援し、町内におけるサービス提供基盤の安定と充実を図ります。
- 「葛巻町障害者就労施設等からの優先調達方針」に基づき、町内の障害者就労施設からの「物品・役務」等の調達を推進し、サービス提供基盤の安定を図ります。

(8) 就労定着支援

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
人	2	2	2	2	2	1	1	2	2

【現状と課題】

施設入所から一般就労に移行した方が、町外の事業所を利用している状況です。

【見込量の確保策】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人の利用が見込まれるため、制度の周知に努めます。

(9) 療養介護

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
人	4	4	4	4	4	3	3	3	3

【現状と課題】

現在、花巻病院など3つの重症心身障がい者（児）施設での利用がありますが、サービス提供できる施設（病院）が限られている状況です。

【見込量の確保策】

今後も重症心身障がい者（児）施設を利用している3人の利用が見込まれます。
サービス提供できる施設（病院）が限られることから、岩手県と連携して、新規利用者のための仕組みづくりの検討を進めます。

(10) 短期入所

【利用実績及び見込量】（福祉型）

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
日	10	18	12	24	15	15	15	15	20
人	2	3	3	3	3	3	3	3	4

【利用実績及び見込量】（医療型）

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
日	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【現状と課題】

現在、町内では誠心会ショートステイ事業所でサービスを提供しています。町外では、美空事業所（一戸町）での利用があります。

【見込量の確保策】

町内のサービス提供事業者と連携し、必要量の確保を図ります。
また、グループホームの町内への整備検討のほか、町外施設等と情報共有を図りながら、空床利用を見込みます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
人	-	-	-	-	1	-	-	-	1

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業者はなく、利用者もいません。

【見込量の確保策】

施設及びグループホームからアパートなど、単身生活を始める人に対する利用が見込まれるため、制度の周知に努めます。

(2) 共同生活援助

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
人	21	25	22	27	23	27	27	28	30

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業者はありませんが、町外での利用があります。今後は、在宅介護者の高齢化や介護者が亡くなり単身となった障がい者の利用及び地域移行を希望する施設入所者等の利用が見込まれます。

【見込量の確保策】

障がい者の地域生活を支援するためには、町内にグループホームの整備が必要です。町内または近隣市町村の事業者へ継続した働きかけを行うほか、庁内においても、整備の実現に向けた検討を進めます。

(3) 施設入所支援

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
人	28	28	27	26	26	26	26	25	24

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業者はありませんが、町外での利用があります。近隣施設では待機者が多く新規でのサービス利用が困難な状況となっています。

【見込量の確保策】

現在の利用状況及び地域移行を踏まえて利用者数を見込んでいます。施設の情報収集や近隣市町村と連携し、入所希望者の待機時間の短縮を図ります。

(4) 地域生活支援拠点等

【設置箇所数、コーディネーターの配置人数、検証及び検討の回数の見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
箇所	-	-	-	-	1	-	-	-	1
人	-	-	-	-	-	-	-	-	1
回数	-	-	-	-	-	-	-	-	1

【現状と課題】

現在、地域生活支援拠点等の設置はされていません。

【見込量の確保策】

町単独またはまたは盛岡圏域8市町や関係機関と調整のうえ、拠点整備や支援体制、連絡体制の構築を進めます。

4 計画相談等

(1) 計画相談支援

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
人	8	12	8	12	9	15	15	16	18

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業所はありません。利用者については、相談支援事業所ひこうせん（岩手町）や相談支援事業所むつび（一戸町）など、町外のサービス提供事業所を利用しています。

【見込量の確保策】

サービス利用者のきめ細かい支援を図るために、盛岡圏域8市町または近隣市町村と連携して、事業者の確保を図ります。また、相談支援事業所と連携して、サービス提供を進めます。さらに、町内での事業所設置に向け引き続き検討します。

(2) 地域移行支援

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
人	1	1	1	-	1	-	-	-	1

【現状と課題】

現在、利用者はありません。また、サービスを提供できる事業所が県内でも限られている状況です。

【見込量の確保策】

施設や病院から地域移行する人の利用などが見込まれます。また、近隣市町村、町外の入所施設、精神科病院等と連携して事業者の確保を図ります。

(3) 地域定着支援

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
人	-	-	1	-	1	-	-	-	1

【現状と課題】

現在、利用者はありません。また、サービスを提供できる事業所が県内でも限られている状況です。

【見込量の確保策】

施設や病院から地域移行した人の地域生活定着のための利用などが見込まれます。また、近隣市町村、町外の入所施設、精神科病院等と連携して事業者の確保を図ります。

5 障がい児通所支援等

- (1) 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、
 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型児童入所支援、
 医療型児童入所支援

【利用実績及び見込量】

名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
児童発達支援	日	4	5	6	19	6	13	21	21	24
	人	2	2	3	4	3	7	7	7	8
医療型 児童発達支援	日	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放課後等 デイサービス	日	28	21	28	21	28	28	35	40	45
	人	7	4	7	5	7	5	6	6	7
保育所等 訪問支援	日	5	3	5	4	5	4	5	5	6
	人	5	2	5	2	5	3	4	4	5
居宅訪問型 児童発達支援	日	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福祉型 児童入所支援	日	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療型 児童入所支援	日	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業所はありません。町外施設（ゆいまある（一戸町）、発達支援センター風（二戸市））での利用があります。

また、町の単独事業として、発達障がい児療育支援事業を「発達支援センター風」に委託し、町内在住の幼児が利用する保育所等への訪問支援や家庭訪問のほか、3歳児健診での発達相談等を行っています。

【見込量の確保策】

ゆいまある及び発達支援センター風と連携して、サービス提供の確保を図るとともに制度の周知に努めます。身近な場所でサービスを利用できるよう、事業所の設置等地域におけるサービス提供体制、人材等の確保について検討を行います。

(2) 障害児相談支援

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
人	3	3	3	4	4	3	3	4	4

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業所はありません。利用者については、相談支援事業所むつび（一戸町）など、町外のサービス提供事業所を利用しています。

【見込量の確保策】

サービス利用者のきめ細かい支援を図るために、盛岡圏域8市町または近隣市町村と連携して、事業者の確保を図ります。また、相談支援事業所と連携して、サービス提供を進めます。さらに、町内での事業所設置に向け、引き続き検討します。

(3) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【利用実績及び見込量】

単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績推計	見込	見込	見込
人	—	—	—	—	1	—	—	—	1

【現状と課題】

現在、町内に医療的ケア児はなく、コーディネーターは配置されていません。

【見込量の確保策】

医療的ケア児等のニーズ等を把握して、盛岡圏域8市町または近隣市町村と連携を図り、必要な人材の確保を図ります。

6 発達障がい者等に対する支援

(1) 発達障がい者等に対する支援体制の構築

【実績及び見込量】

名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込	見込	見込
発達障害者支援地域協議会の開催	回	-	-	-	-	1	-	-	-	1
発達障害者支援センターによる相談支援件数	件	-	-	-	-	3	-	-	-	3
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	件	-	-	-	-	3	-	-	-	3
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	-	-	-	-	1	-	-	-	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	人	-	-	-	-	3	-	-	-	3
ペアレントメンターの人数	人	-	-	-	-	1	-	-	-	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	-	-	-	-	1	-	-	-	1

【現状と課題】

現在、発達障害者支援地域協議会は設置されておらず、発達障害者支援センターへの相談やペアレントトレーニング等への支援もありません。

【見込量の確保策】

発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ適切な支援ができるよう、体制整備・確保に努めます。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 重層的な連携による支援体制の構築

【実績及び見込量】

名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込	見込	見込
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催	回	-	-	-	-	1	-	-	-	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	件	-	-	-	-	-	-	-	-	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価	件	-	-	-	-	-	-	-	-	1

【現状と課題】

現在、保健、医療及び福祉関係者による協議の場は設置されておられません。

【見込量の確保策】

地域ケア会議を始めとした既存の組織の活用または盛岡圏域8市町での共同設置に向けて検討を進めます。

(2) 精神障がい者の地域生活への移行について

【実績及び見込量】

名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込	見込	見込
精神障がい者の地域多行支援	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精神障がい者の地域定着支援	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精神障がい者の共同生活援助	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精神障がい者の自立生活援助	人	-	-	-	-	-	-	-	-	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人	-	-	-	-	-	-	1	2	2

【現状と課題】

現在、利用者はありません。また、県内ではサービス提供できる事業所が限られている事業もあります。

【見込量の確保策】

施設や病院から地域移行した人の利用が見込まれます。また、近隣市町村、町外の入所施設、精神科病棟等と連携して事業者の確保を図ります。

8 相談支援体制

(1) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

【実績及び見込量】

名称	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込	見込	見込
基幹相談支援センターの設置 有無	箇 所	-	-	-	-	-	-	-	-	1
基幹相談支援センターによる 地域の相談支援事業所に対す る専門的な指導・助言件数	件	-	-	-	-	-	-	-	-	1
地域の相談支援事業所の人材 育成の支援件数	件	-	-	-	-	-	-	-	-	1
地域の相談機関との連携強化 の取組の実施回数	件	-	-	-	-	-	-	-	-	1
個別事例の支援内容の検証の 実施回数	人	-	-	-	-	-	-	-	-	1
基幹相談支援センターにおけ る主任相談支援専門員の配置 数	人	-	-	-	-	-	-	-	-	1

【現状と課題】

現在、基幹相談支援センターは設置されていません。

【見込量の確保策】

盛岡北部3市町（八幡平市、岩手町、葛巻町）及び関係機関と調整のうえ、基幹相談支援センターの設置に向けた協議を進め、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

【実績及び見込量】

名称	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込	見込	見込
自立支援協議会における相談 支援事業所の参画による事例 検討実施回数及び参加事業 者・機関数	箇 所	-	-	-	-	-	-	-	-	1
自立支援協議会の専門部会の 設置数及び実施回数	件	-	-	-	-	-	-	-	-	1

【現状と課題】

現在、町単独での自立支援協議会は設置されていません。

【見込量の確保策】

関係機関と調整のうえ、自立支援協議会の設置を進め、事例検討等取組を行うための体制を構築するとともに、事例検討による地域のサービス基盤の開発・改善を図ります。

第5節 地域生活支援事業の見込量及び確保策

令和3年度から令和5年度までの各年度における地域生活支援事業の見込量及びその確保策については、次のとおりです。

1 必須事業

【現状と課題（令和3年度から5年度までの事業実績）】

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者
理解促進研修・啓発事業	有		有		有	
自発的活動支援事業	有		有		有	
相談支援事業	/		/		/	
ア 障害者相談支援事業	4 (盛岡広域実施)		4 (盛岡広域実施)		4 (盛岡広域実施)	
・基幹相談支援センター	無		無		無	
イ 相談支援機能強化事業	無		無		無	
ウ 住宅入居等支援事業	無		無		無	
成年後見制度利用支援事業	/	-	/	-	/	-
成年後見制度法人後見支援事業	無		無		無	
意思疎通支援事業	/		/		/	
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	-	/	-	/	-
イ 手話通訳者設置事業	-	/	-	/	-	/
日常生活用具給付等事業	/		/		/	
ア 介護・訓練支援用具	0件		0件			
イ 自立生活支援用具	0件		1件			
ウ 在宅療養等支援用具	4件		2件			
エ 情報・意思疎通支援用具	1件		0件			
オ 排泄管理支援用具	176件		177件			
カ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0件		0件			
手話奉仕員養成研修事業	/	-	/	-	/	-
移動支援事業 (上段：「実利用者数」、 下段：「延べ利用時間数」)	/	7 435	/	9 462	/	
地域活動支援センター	自町分	1	20	1	18	1
	他市町村分	1	1	1	1	1

【理解促進研修・啓発事業】

障がい者等の理解を深めるための研修を次のとおり実施しました。

年度	講演会・研修会の内容	参加者数
令和3年度	子ども福祉教室①（車いす体験）	5名
	子ども福祉教室②（車いす教室）	17名
	子ども福祉教室③（白杖体験）	33名
	子ども福祉教室④（白杖体験）	19名
	子ども福祉教室⑤（手話・点字体験）	9名
	子ども福祉教室⑥（手話・点字体験）	21名
令和4年度	子ども福祉教室①（車いす体験）	17名
	子ども福祉教室②（車いす教室）	18名
	子ども福祉教室③（白杖体験）	6名
	子ども福祉教室④（車いす体験）	20名
令和5年度	子ども福祉教室①（車いす体験）	13名
	子ども福祉教室②（福祉車両体験）	17名
	子ども福祉教室③（車いす・福祉車両体験）	9名
	子ども福祉教室④（点字・手話教室）	14名
	子ども福祉教室⑤（車いす・福祉車両体験）	9名

【自発的活動支援事業】

町社会福祉協議会に委託し、障がい者やその家族等による「三障がい交流会」を開催しました。

【相談支援事業】

現在、盛岡圏域内にある4つの相談支援事業所に委託しています。障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制の充実が重要です。

また、基幹相談支援センターは、平成24年度から新たに制度化されましたが、現時点で設置には至っていません。一方、盛岡圏域では、平成29年度に、盛岡市、紫波・矢巾2町共同による基幹相談支援センターが2箇所新設されており、引き続き、盛岡北部3市町及び近隣市町村と連携を図りながら、設置に向けた検討を進めます。

【成年後見制度利用支援事業及び法人後見支援事業】

現時点では利用実績はありません。親族のいない障がい者の制度利用支援等、障がいのある人の権利擁護を推進できるよう制度の周知を進めます。

【意思疎通支援事業】

手話通訳者及び要約筆記者のコーディネート業務を岩手県立視聴覚障がい者情報センターに委託して実施しています。

【日常生活用具給付等事業及び移動支援事業】

障がいのある人のニーズに応じたサービスが利用できるような制度の周知を進めます。

【地域活動支援センター】

町内では、町社会福祉協議会が運営しており、趣味創作活動や社会参加活動などを行っています。

平成26年度からは、「地域活動支援センター強化事業」として、岩手県社会福祉事業団に委託し、地域活動支援センターの体制強化や利用者の相談業務に支援しています。

【見込量及びその確保策】

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者	
理解促進研修・啓発事業	有		有		有		
自発的活動支援事業	有		有		有		
相談支援事業	/		/		/		
ア 障害者相談支援事業	4 (盛岡広域実施)		4 (盛岡広域実施)		4 (盛岡広域実施)		
・基幹相談支援センター	無		無		無		
イ 相談支援機能強化事業	無		無		無		
ウ 住宅入居等支援事業	無		無		無		
成年後見制度利用支援事業	/	-	/	1	/	1	
成年後見制度法人後見支援事業	無		無		無		
意思疎通支援事業	/		/		/		
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	-	/	-	/	1	
イ 手話通訳者設置事業	-	/	-	/	-	/	
日常生活用具給付等事業	/		/		/		
ア 介護・訓練支援用具	1件		1件		1件		
イ 自立生活支援用具	1件		1件		2件		
ウ 在宅療養等支援用具	2件		2件		2件		
エ 情報・意思疎通支援用具	1件		1件		1件		
オ 排泄管理支援用具	180件		180件		180件		
カ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件		1件		1件		
手話奉仕員養成研修事業	/	-	/	-	/	-	
移動支援事業 (上段:「実利用者数」、 下段:「延べ利用時間数」)	/	10 470	/	11 480	/	12 500	
地域活動支援センター	自町分	1	18	1	19	1	20
	他市町村分	1	1	1	1	1	1

【理解促進研修・啓発事業】

障がい者等に対する正しい知識と理解を深めるために、研修会の開催、広報、ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。

【自発的活動支援事業】

障がい者やその家族が行う交流活動や、地域住民や各団体が自発的に行う、障がい者に対するボランティア活動について支援します。

【相談支援事業】

今後も盛岡圏域8市町や近隣市町村と連携して、必要な事業者や相談支援員を確保し、事業の充実を図っていきます。

基幹相談支援センターについては、引き続き、盛岡北部3市町及び近隣市町村と連携を図りながら、令和8年度の設置に向けた検討を進めます。

【成年後見制度利用支援事業】

親族のいない障がい者の制度利用支援や低所得者に対する助成を行い、障がいのある人の権利擁護を推進できるように制度の周知を進めます。

【意思疎通支援事業】

聴覚障がいのある人などの個々のニーズを把握し、きめ細かな広報、支援等に勤めます。

【日常生活用具給付等事業】

障がいのある人の個々のニーズを適切に把握し、用具の利用を勧めます。特に視覚・聴覚障がい者が、地域で自立した生活ができるよう、自立支援用具や情報通信機器などの利用を促進します。

【移動支援事業】

障がいのある人の個々のニーズを的確に把握し、サービスの充実やサービス提供事業所の確保を図っていきます。

【地域活動支援センター】

引き続き、町社会福祉協議会の活動を支援し、障がい者の趣味創作活動や社会参加活動などを促進します。また、重度化や高齢化により事業所での就労が難しくなった障がい者や引きこもりの方等現況の制度の利用に該当しないもののサービス提供が必要とされる方が気軽に通える場としての機能を強化するため、岩手県社会福祉事業団等関係者と方策について協議を進めます。

2 任意事業

【現状と課題（令和3年度から令和5年度までの事業実績）】

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者
訪問入浴サービス事業	－	－	－	－	－	－
更生訓練費支給事業	－	－	－	－	－	－
日中一時支援事業	1	1	－	－	－	－
自動車免許取得改造助成事業		－		1		－
生活サポート事業	－	－	－	－	－	－
就職支度金支給事業		－		－		－

【訪問入浴サービス事業】

現在、町内で提供している事業所はありません。また、利用者もない状況です。

【日中一時支援事業】

現在、「ワークセンターむろおか（矢巾町）」でのサービス利用があります。

【見込量及び見込量の確保策】

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者
訪問入浴サービス事業	－	－	－	－	－	－
更生訓練費支給事業	－	－	1	1	1	1
日中一時支援事業	2	2	3	3	3	4
自動車免許取得改造助成事業		1		1		1
生活サポート事業	1	－	1	－	1	1
就職支度金支給事業		－		1		1

【更生訓練費支給事業及び就職支度金支給事業】

福祉施設利用者の就労訓練や実習、一般就労への移行費用などを助成し、障がい者の一般就労と地域移行を促進します。

【日中一時支援事業】

利用者のニーズに応じてサービス事業所の確保等を図ります。また、現在、町内に登録事業所がないことから、サービス提供事業所に働きかけを行います。

【自動車免許取得改造助成事業】

障がい者の運転免許取得や自動車改造費用の一部を助成することにより、自立と社会参加を促進します。

【生活サポート事業】

病気やけがなど、緊急時における地域生活の不安を取り除きます。

第6節 町の独自支援について

障がいのある方の日常生活を支援するために、町では引き続き、次の事業を実施するとともに、新たな事業の実施に向けた検討を行います。

1 障がい者等通院交通費助成事業（平成26年度から実施）

町外の医療機関で治療を受ける必要がある、病気や障がいのある方に通院交通費の一部を助成します。

対象者	葛巻町内に住所のある方で、次のいずれかに当てはまる方 ①人工透析患者等（特定疾病療養受療証を所持する方） ②精神科通院患者（自立支援医療受給者証（精神通院）を所持する方） ③難病患者（特定疾患医療受給者証を所持する方）	
助成額	①バス等の公共交通機関を利用した時	往復の運賃の2分の1
	②自家用車やタクシーを利用したとき	1kmあたり15円で計算した往復の額の2分の1

2 地域安心生活支援員設置事業（平成25年度から実施）

地域で暮らす一人暮らしの高齢者などが、安心して暮らすことができるように、町内6地域に支援員を設置し、訪問等による見守りや相談支援等を行います。

また、平成29年度からは、「生活支援コーディネーター」を兼ねて活動しています。

対象者	①一人暮らしの高齢者の方 ②高齢者のみで暮らす方 ③病気や障がいのある方 ④地域や家族との交流が苦手な方
内容	①「困りごと」や「心配ごと」などの聴き取り ②役場や関係機関への取り次ぎ ③地域の支援者等との連絡調整 ④資源開発及び生活支援のコーディネート

3 めくもり助成事業（平成19年度から実施）

低所得の「高齢者世帯」、「障がい者世帯」及び「ひとり親等の世帯」の冬期生活を支援するために、「くずまき商品券」を助成します。

対象者	葛巻町内に住所があり、住民税非課税世帯のうち、次のいずれかに当てはまる世帯 ①高齢者世帯 ・満65歳以上の人だけの世帯 ②障がい者世帯 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳を所持している人がいる世帯 ③ひとり親等の世帯 ・児童扶養手当を受給している世帯等
助成額	1世帯 8,000円分の「くずまき商品券」を助成します。(町5,000円、町社協3,000円)

【令和5年度の助成実績（推計）】

区 分	高齢者世帯	障がい者世帯	ひとり親世帯	合 計
助成世帯数	572世帯	41世帯	7世帯	620世帯

4 自立支援給付等利用者負担助成事業（平成24年度から実施）

町内の就労継続支援B型事業所（すずらん工房）に通所する利用者のうち、配偶者の所得等により、利用者負担が発生する方について、その9割を助成し、社会参加や就労の継続を支援します。

令和5年度の助成対象者	1人
-------------	----

5 発達障がい児療育支援事業（平成24年度から実施）

発達面の支援が必要な未就学児及びその保護者に対して、専門的で継続した個別支援を行います。

内 容	発達障害者支援センター風（二戸市）に事業を委託し、専門員が発達面のフォローが必要な未就学児に対して個別支援を行います。 【支援の内容】 ①3歳児健診発達支援相談 ②家庭訪問による支援 ③保護者支援 ④保育園での巡回個別支援 ⑤ケース会議（随時）
-----	---

6 水中運動教室「すてっぷクラス」事業（平成24年度から実施）

水泳に取り組む機会が少ない「知的障がい」や「発達障がい」等を持つ児童に対して、「水中運動教室」を開催し、①水泳を学ぶ機会 ②水に親しむ機会 を提供し、健康増進とスポーツの普及を図ります。

内 容	水中運動教室（葛巻小学校屋内プール）の開催 全7回（7月～10月、日曜日の開催）
-----	---

7 特別支援学校等通学通所支援事業（平成29年度から実施）

町外の特別支援学校（一戸町中山地区）に通学する児童生徒や障がい福祉サービス事業所への自力での通所が困難な障がい者に対して通学通所バスを運行し、移動手段の確保と子育て世帯の送迎負担の軽減を図ります。

令和5年度の利用者	5人
-----------	----

8 高齢者等外出支援事業（平成29年度から実施）

在宅生活を送っている75歳以上の高齢者及び重度の障がい者に対して、町内でタクシーを利用したときに、タクシー料金の一部を助成します。

対象者	葛巻町内に住所のある方で、在宅生活を送っている高齢者及び障がい者で、次のいずれかに当てはまる方 ①75歳以上の高齢者 ②身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている方 ③身体障害者手帳3級から6級の交付を受けている方で、「視覚」、「下肢」、「体幹」のいずれかに障がいのある方 ④療育手帳の交付を受けている方 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の交付を受けている方 ⑥運転免許証を自主的に返納した方	
助成額	①利用料金が、1,000円以上、5,000円以下の場合	利用料金の2分の1 （10円未満の端数切捨て）
	②利用料金が、5,000円を超え、7,500円以下の場合	利用料金から2,500円を差し引いた額
	③利用料金が、7,500円を超える場合	5,000円

9 障がい者職場実習事業（平成29年度から実施）

障がい者の雇用機会を促進するため、町内に居住する障がい者の職場実習を受け入れた町内事業者に対して補助金を交付します。

内 容	障がい者の職場実習を5日以上受け入れた事業者に対して、1件につき2万円を上限に交付します。
-----	---

10 障がい福祉ガイドブックの活用

平成30年度に作成した障がい者福祉施策や各種支援・助成制度などの情報をまとめた「障がい福祉ガイドブック」について、逐次必要な情報を更新しながら活用します。

11 障がい者等の緊急時の受け入れ支援体制の構築に向けた検討

障がい福祉サービス等を利用していない、障がいのある方が、その家族や支援者が病気や急用などで、短期間の入所が必要となった場合の受け入れ体制の確保に向けて、制度設計及び実施に向けて検討します。

12 障がい児通所支援等に係る町外施設利用時の交通費助成事業の検討

障がい児通所支援等については、現在町内にサービス提供事業所はなく、近隣の二戸市と一戸町の事業所を利用するため、保護者の送迎が不可欠であり、保護者の身体的及び金銭的負担が大きくなっています。

療育支援を受ける児童が必要な時期に必要な支援を受けられるよう、町内への事業所設置を検討するとともに、町外の事業所利用の際の交通費の助成事業について協議を進めます。

資料編

-
- ▼
- ◇ 葛巻町障害者福祉計画策定委員会設置要綱
 - ◇ 葛巻町障害者福祉計画策定委員会委員名簿
 - ◇ 町内の社会資源の状況
 - ◇ 障がい者福祉アンケート調査結果について

葛巻町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 葛巻町障害者福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な策定を図るため、葛巻町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他、障害者福祉の推進のために必要と認められた者

(任期)

第4 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

葛巻町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	所 属 団 体	役 職	氏 名	備 考
関係団体等の代表者	葛巻町身体障害者福祉協議会	監 事	下 村 美和子	身体障害者相談員
	葛巻町精神障害者家族会 しらかば会	会 長	橋 本 政 市	
	はんぶんこの会	会 長	天 摩 昭一郎	
	社会福祉法人 葛巻町社会福祉協議会	会 長	辰 柳 敬 一	委員長
識見を有する者	障害者支援施設「太陽荘」	施設長	館 坂 富士雄	
	すずらん工房	サービス 管理責任者	土 谷 優 子	
	相談支援事業所「ひこうせん」	相談支援 専門員	神 友 樹	
	相談支援事業所「むつび」	相談支援 専門員	阿 部 和佳子	
	盛岡北部地区障害支援区分 認定審査会	委 員	澤 口 正 子	
その他障がい福祉の 推進に必要と認めら れる者	社会福祉法人誠心会	主幹（居宅訪 問）兼主任介 護支援専門員	川 戸 尚 子	副委員長
	知的障害者相談員		長 岡 啓 子	
	障がい児サークル「すてっぷ」	会 員	千 葉 幸 子	

町内の社会資源の状況（令和6年4月1日現在）

1 障がい福祉サービス事業者

(1) 障がい福祉サービス

事業所名	提供サービス	定員	事業所連絡先
J A ライフサポート葛巻指定 障害福祉サービス事業所	指定居宅介護 指定重度訪問介護	—	葛巻 9-35-7 電話 66-2030
誠心会葛巻デイサービスセン ター	基準該当生活介護 基準該当自立訓練（機能 訓練、生活訓練）	4人	葛巻 7-104-2 電話 66-3010
誠心会ショートステイ事業所	指定短期入所	—	葛巻 7-104-2 電話 66-2100
すずらん工房	指定就労支援継続支援B 型事業所	15人	葛巻 17-44-4 電話 68-7163

(2) 地域生活支援事業

【移動支援事業所】

事業所名	提供サービス	定員	事業所連絡先
J A ライフサポート葛巻指定 障害福祉サービス事業所	外出のための個別支援	—	葛巻 9-35-7 電話 66-2030

【地域活動支援センター】

事業所名	提供サービス	定員	事業所連絡先
地域活動支援センター すずらん工房	創作活動、社会との交流 活動など	25人	葛巻 17-44-4 電話 68-7163

2 NPO団体（現在休止中）

【小規模作業所】

事業所名	活動内容	定員	事業所連絡先
特定非営利活動法人ほほえみ クラブ 福祉作業所ゆう遊	就労活動、交流活動など	15人	葛巻 18-16-3 電話 66-2541

3 当事者団体等

団体名等	会員数	主な活動
葛巻町身体障害者福祉協議会 <事務局> 町社会福祉協議会内	26人	① 会員の研修旅行 ② 岩手紫波地区身体障がい者体育大会への参加 ③ 岩手県障がい者スポーツ大会への参加 ④ 会員相互の親睦交流 ⑤ 町民祭への参加 ⑥ 県身障協事業への参加 ⑦ 会員拡大活動等
葛巻町精神障害者家族会 しらかば会 <事務局> 役場健康福祉課内	8人	① 作業所（すずらん工房）の活動支援 ② 研修会並びに大会参加 ③ 管内町村家族会との交流 ④ 勉強会開催 ⑤ 会員拡大活動等

4 ボランティア団体

団体名称	結成年次	会員	活動内容
ボランティア愛	昭和 55 年	45 人	配食サービス（調理、宅配） 独居高齢者のつどい・その他
葛巻食生活改善推進協議会	昭和 59 年	74 人	配食サービス
外出支援ボランティア	平成 13 年	7 人	外出支援（運転、介助）
いきいきシルバー人材センター	平成 13 年	35 人	勤労奉仕
精神保健ボランティア 「はんぶんこ」	平成 13 年	15 人	デイケア（精神障がい社会復帰活動 事業）活動支援
自殺予防地域活動サポーター －「みんなの話」	平成 22 年	12 人	地域での自殺予防活動・啓発活動
個人登録者		15 人	

資料：町社会福祉協議会
町健康福祉課

障がい者福祉アンケート調査結果について

1 調査の実施概要

(1) 調査の名称

「福祉に関するアンケート調査」

(2) 調査の目的

葛巻町障がい者福祉計画の見直しにあたり、基礎資料を得るため、生活実態、福祉サービスへの意見・要望について、対象者に対してアンケート調査を実施しました。

(3) 調査の対象

① 障がい者手帳等を所持している方で、75歳以下の方。

(ただし、障害福祉サービス利用者については、年齢制限は設けない。)

- ・身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・特定疾患受給者証所持者（災害時等の個人情報提供の同意をしている方。)

(4) 調査の方法

アンケート調査票を郵送により配布、回収しました（無記名回答）。

(5) 調査の時期

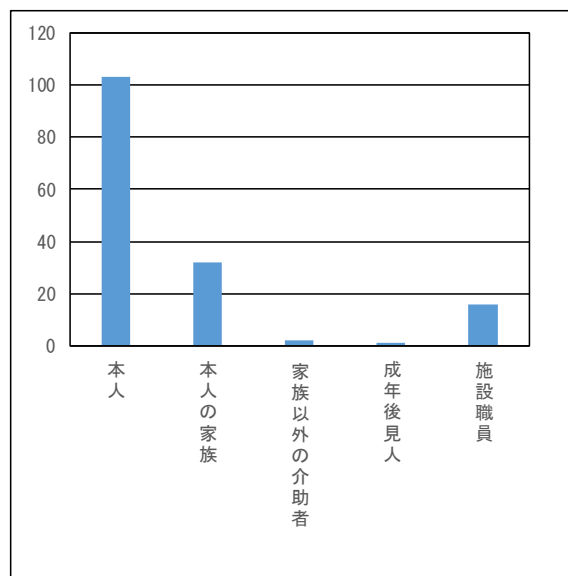
令和5年10月～令和5年11月

2 回収結果及び回答率

	対象者	回答者	回答率
身体障がい者	140	79	56.4%
知的障がい者	73	41	56.2%
精神障がい者	62	37	59.7%
難病患者	33	22	66.7%
合計	308	179	58.1%

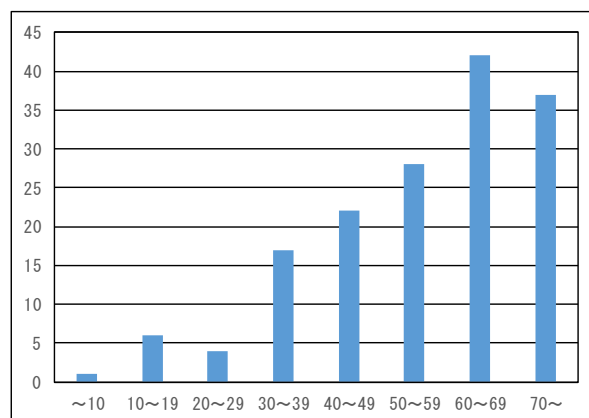
問1 お答えいただくのは、どなたですか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
本人	103	66.9%
本人の家族	32	20.8%
家族以外の介助者	2	1.3%
成年後見人	1	0.6%
施設職員	16	10.4%
無回答	3	-
合計	157	89.0%



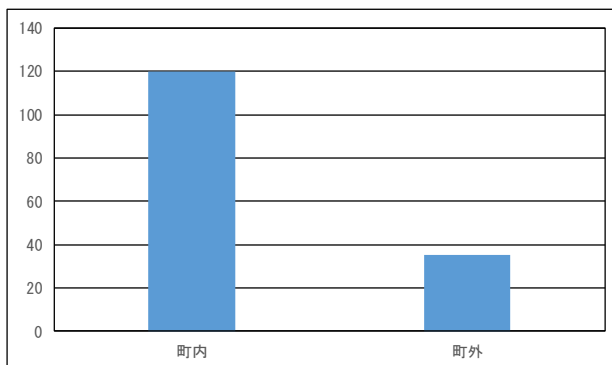
問2 あなたの年齢をお答えください。

選択項目	人数	構成比
～10	1	0.6%
10～19	6	3.8%
20～29	4	2.5%
30～39	17	10.8%
40～49	22	14.0%
50～59	28	17.8%
60～69	42	26.8%
70～	37	23.6%
無回答	0	-
合計	157	100.0%



問3 あなたがお住いの地域はどこですか（○は1つだけ）。

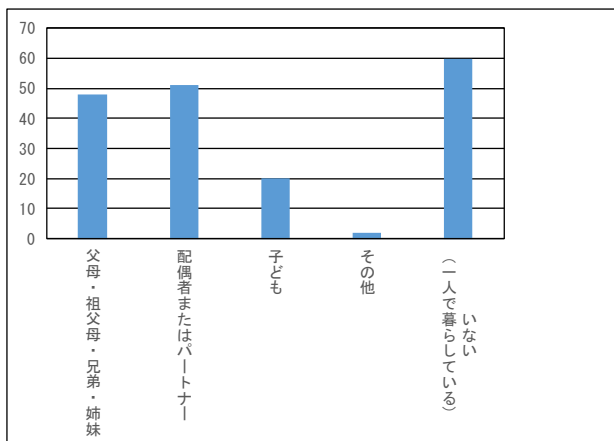
選択項目	人数	構成比
町内	120	77.4%
町外	35	22.6%
無回答	2	-
合計	157	100.0%



問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

（あてはまるものすべてに○）

選択項目	人数	構成比
父母・祖父母・兄弟・姉妹	48	26.5%
配偶者またはパートナー	51	28.2%
子ども	20	11.0%
その他	2	1.1%
いない （一人で暮らしている）	60	33.1%
無回答	0	-
合計	181	100.0%



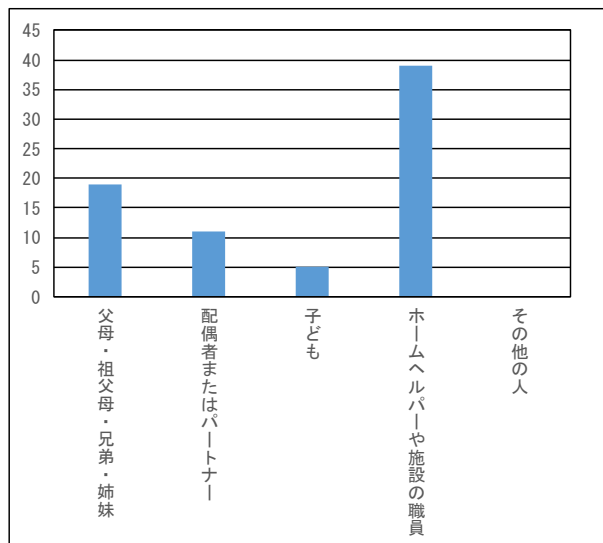
問5 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください（①から⑩それぞれに○を1つ）。

項目	ひとりでできる		一部介助が必要		全部介助が必要		無回答		合計	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
①食事	122	77.7%	19	12.1%	7	4.5%	9	5.7%	157	100.0%
②トイレ	125	79.6%	13	8.3%	8	5.1%	11	7.0%	157	100.0%
③入浴	111	70.7%	18	11.5%	14	8.9%	14	8.9%	157	100.0%
④衣服の着脱	120	76.4%	17	10.8%	9	5.7%	11	7.0%	157	100.0%
⑤身だしなみ	113	72.0%	25	15.9%	9	5.7%	10	6.4%	157	100.0%
⑥家の中の移動	126	80.3%	13	8.3%	7	4.5%	11	7.0%	157	100.0%
⑦外出	96	61.1%	31	19.7%	21	13.4%	9	5.7%	157	100.0%
⑧家族以外の人との意思疎通	102	65.0%	26	16.6%	11	7.0%	18	11.5%	157	100.0%
⑨お金の管理	85	54.1%	27	17.2%	34	21.7%	11	7.0%	157	100.0%
⑩薬の管理	94	59.9%	19	12.1%	33	21.0%	11	7.0%	157	100.0%

(問5で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方)

問6 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか(あてはまるものすべてに○)。

選択項目	人数	構成比
父母・祖父母・兄弟・姉妹	19	25.7%
配偶者またはパートナー	11	14.9%
子ども	5	6.8%
ホームヘルパーや施設の職員	39	52.7%
その他の人	0	0.0%
無回答	87	-
合計	161	100.0%

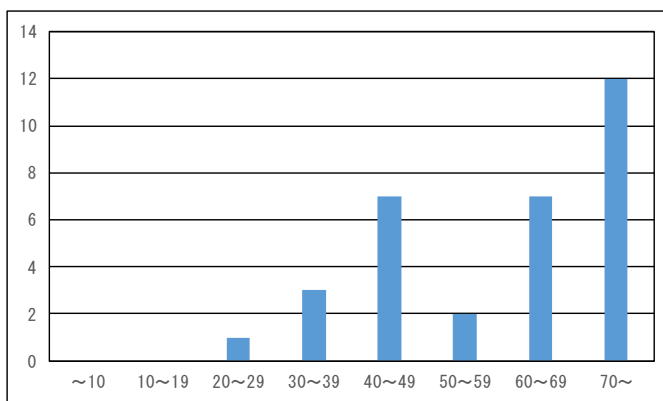


(問6で1.~3.を答えた方)

問7 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、健康状態をお答えください。

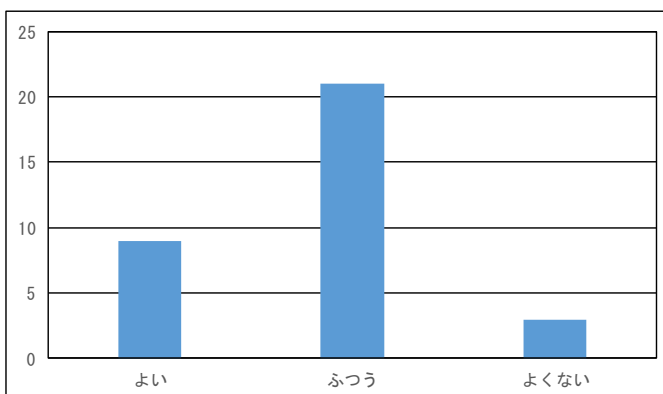
① 年齢(令和5年10月1日現在)

選択項目	人数	構成比
~10	0	0.0%
10~19	0	0.0%
20~29	1	3.1%
30~39	3	9.4%
40~49	7	21.9%
50~59	2	6.3%
60~69	7	21.9%
70~	12	37.5%
無回答	125	-
合計	157	100.0%



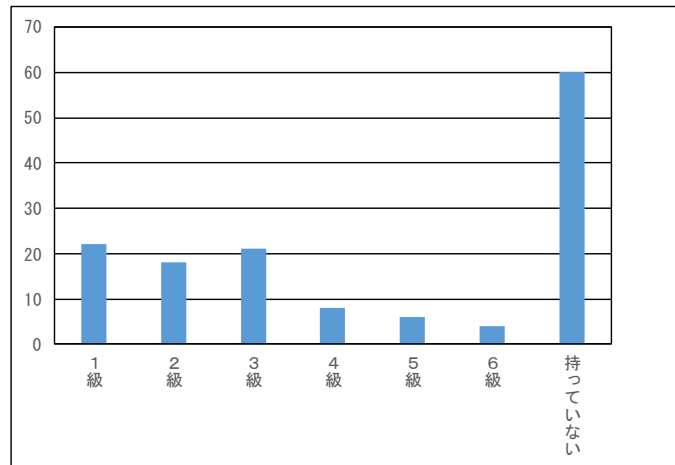
② 健康状態(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
よい	9	27.3%
ふつう	21	63.6%
よくない	3	9.1%
無回答	124	-
合計	157	100.0%



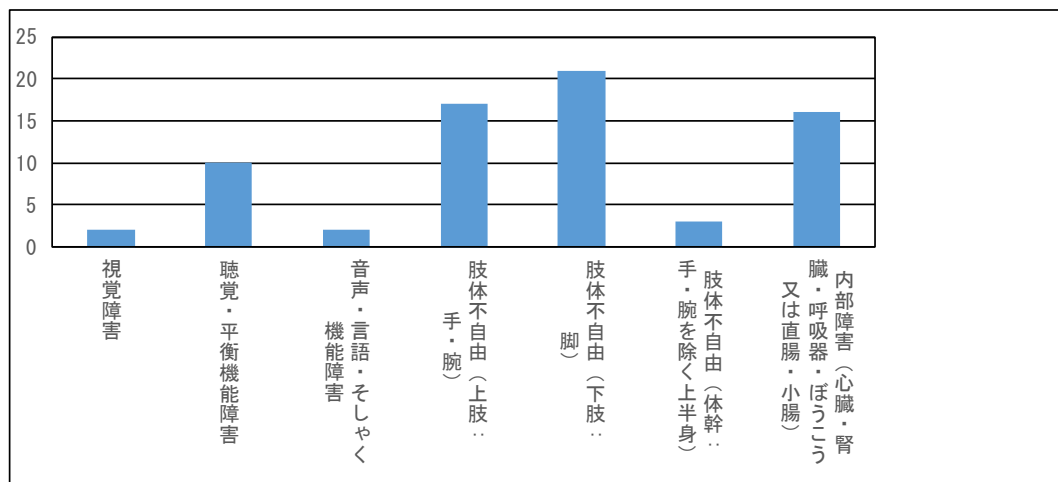
問 8 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
1級	22	15.8%
2級	18	12.9%
3級	21	15.1%
4級	8	5.8%
5級	6	4.3%
6級	4	2.9%
持っていない	60	43.2%
無回答	18	-
合計	157	100.0%



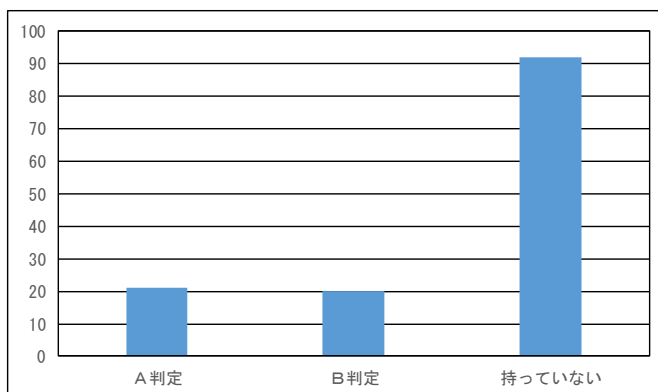
問 9 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。（○は1つだけ）

選択項目	人数	構成比
視覚障害	2	2.8%
聴覚・平衡機能障害	10	14.1%
音声・言語・そしゃく機能障害	2	2.8%
肢体不自由（上肢：手・腕）	17	23.9%
肢体不自由（下肢：脚）	21	29.6%
肢体不自由（体幹：手・腕を除く上半身）	3	4.2%
内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸）	16	22.5%
無回答	86	-
合計	157	100.0%



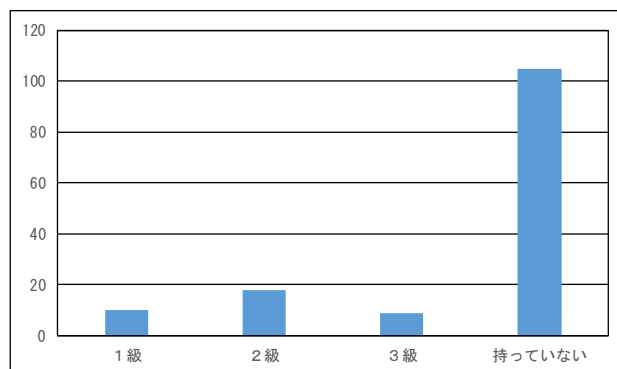
問 10 あなたは療育手帳をお持ちですか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
A判定	21	15.8%
B判定	20	15.0%
持っていない	92	69.2%
無回答	24	-
合計	157	100.0%



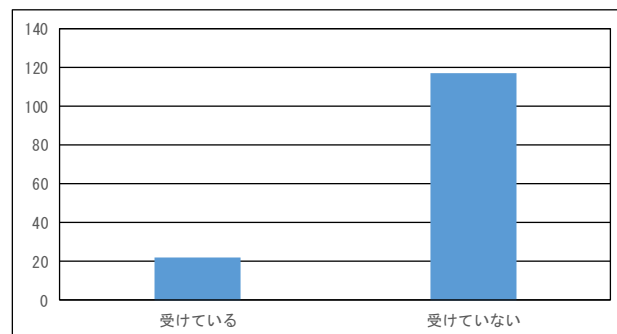
問 11 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
1級	10	7.0%
2級	18	12.7%
3級	9	6.3%
持っていない	105	73.9%
無回答	15	-
合計	157	100.0%



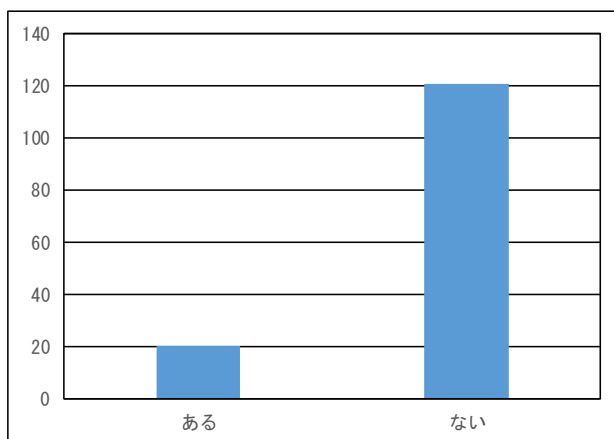
問 12 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
受けている	22	15.8%
受けていない	117	84.2%
無回答	18	-
合計	157	100.0%



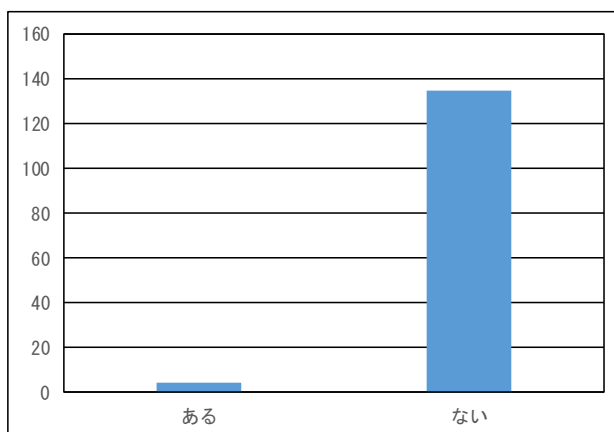
問 13 あなたは発達障害として診断されたことがありますか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
ある	20	14.2%
ない	121	85.8%
無回答	16	-
合計	157	100.0%



問 14 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。（○は1つだけ）

選択項目	人数	構成比
ある	4	2.9%
ない	135	97.1%
無回答	18	-
合計	157	100.0%



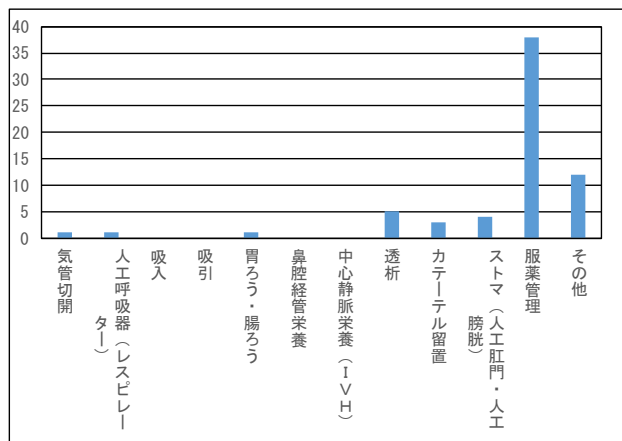
問 15 問 14 で「ある」を選択した場合、その関連障害をお答えください。

（あてはまるものすべてに○）

選択項目	人数	構成比
視覚障害	0	0.0%
聴覚・平衡機能障害	0	0.0%
音声・言語・そしゃく機能障害	2	22.2%
肢体不自由（上肢：手・腕）	2	22.2%
肢体不自由（下肢：脚）	2	22.2%
肢体不自由（体幹：手・腕を除く上半身）	2	22.2%
内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸）	1	11.1%
合計	9	100.0%

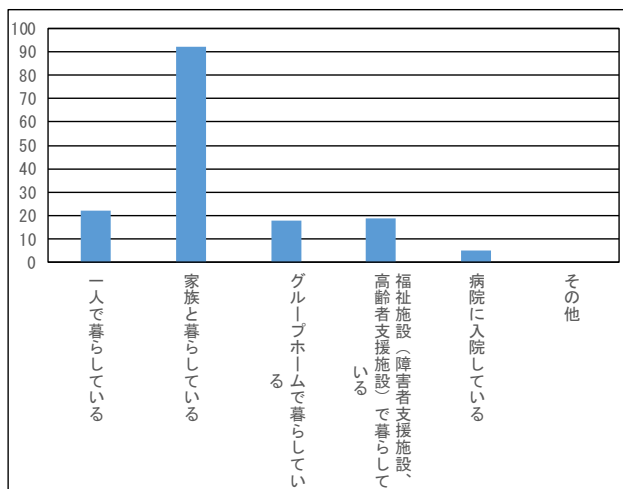
問 16 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
気管切開	1	1.5%
人工呼吸器 (レスピレーター)	1	1.5%
吸入	0	0.0%
吸引	0	0.0%
胃ろう・腸ろう	1	1.5%
鼻腔経管栄養	0	0.0%
中心静脈栄養 (I V H)	0	0.0%
透析	5	7.7%
カテーテル留置	3	4.6%
ストマ (人工肛門・人工膀胱)	4	6.2%
服薬管理	38	58.5%
その他	12	18.5%
無回答	96	-
合計	161	100.0%



問 17 あなたは現在どのように暮らしていますか (○は1つだけ)。

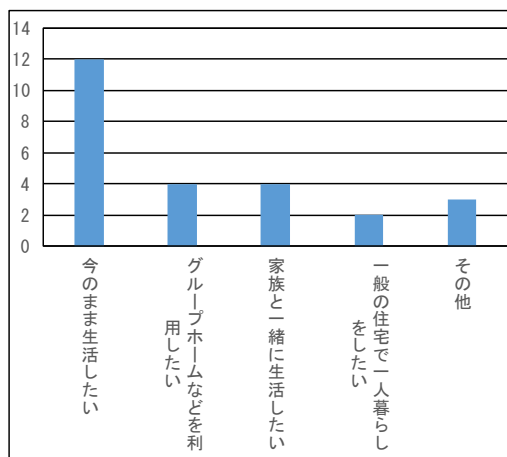
選択項目	人数	構成比
一人で暮らしている	22	14.1%
家族と暮らしている	92	59.0%
グループホームで暮らしている	18	11.5%
福祉施設 (障害者支援施設、高齢者支援施設) で暮らしている	19	12.2%
病院に入院している	5	3.2%
その他	0	0.0%
無回答	1	-
合計	157	100.0%



(問 18 は、問 17 で「4. 福祉施設」又は「5. 病院に入院」を選択した場合にお答えください。)

問 18 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか (○は1つだけ)。

選択項目	人数	構成比
今のまま生活したい	12	48.0%
グループホームなどを利用したい	4	16.0%
家族と一緒に生活したい	4	16.0%
一般の住宅で一人暮らしをしたい	2	8.0%
その他	3	12.0%
無回答	132	-
合計	157	100.0%

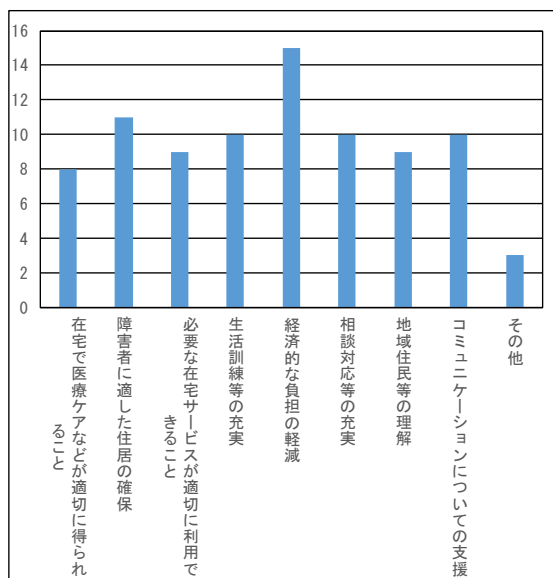


(問 19 は、問 17 で「4. 福祉施設」又は「5. 病院に入院」を選択した場合にお答えください。)

問 19 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

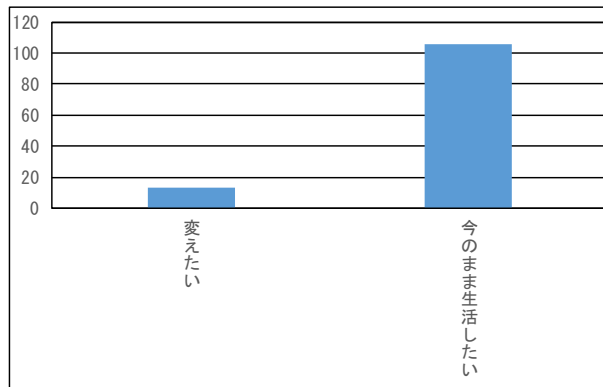
選択項目	人数	構成比
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	8	9.4%
障害者に適した住居の確保	11	12.9%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	9	10.6%
生活訓練等の充実	10	11.8%
経済的な負担の軽減	15	17.6%
相談対応等の充実	10	11.8%
地域住民等の理解	9	10.6%
コミュニケーションについての支援	10	11.8%
その他	3	3.5%
無回答	135	-
合計	220	100.0%



(問 20 は、問 17 で「1.一人で暮らしている」、「2.家族と暮らしている」「3.グループホームで暮らしている」を選択した場合にお答えください。)

問 20 あなたは今の暮らし方を続けたいですか。また、変えたい場合は、どのような暮らし方をしたいですか (○は1つだけ)。

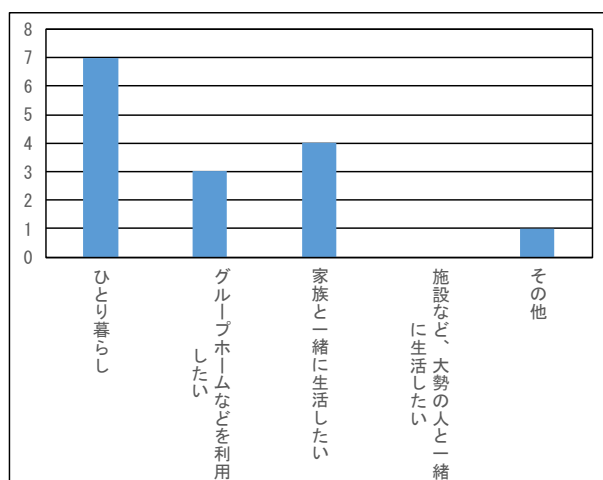
選択項目	人数	構成比
変えたい	13	10.9%
今のまま生活したい	106	89.1%
無回答	38	-
合計	157	100.0%



(問 20-1 は、問 17 で「1.一人で暮らしている」、「2.家族と暮らしている」「3.グループホームで暮らしている」を選択した場合にお答えください。)

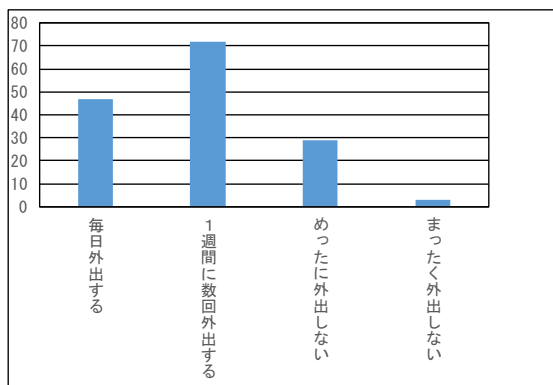
問 20-1 どのような暮らし方をしたいですか (○は1つだけ)。

選択項目	人数	構成比
ひとり暮らし	7	46.7%
グループホームなどを利用	3	20.0%
家族と一緒に生活したい	4	26.7%
施設など、大勢の人と一緒に生活したい	0	0.0%
その他	1	6.7%
無回答	142	-
合計	157	100.0%



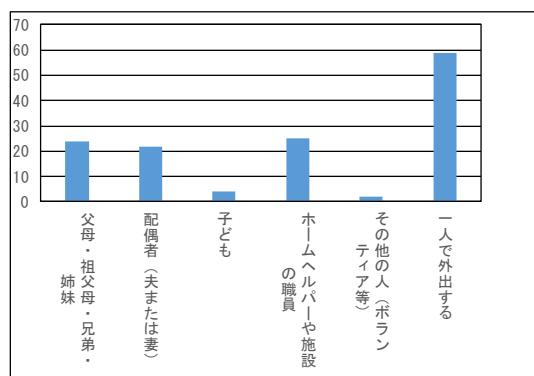
問 21 あなたは、1週間にどの程度外出しますか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
毎日外出する	47	31.1%
1週間に数回外出する	72	47.7%
めったに外出しない	29	19.2%
まったく外出しない	3	2.0%
無回答	6	-
合計	157	100.0%



問 22 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか（○は1つだけ）。

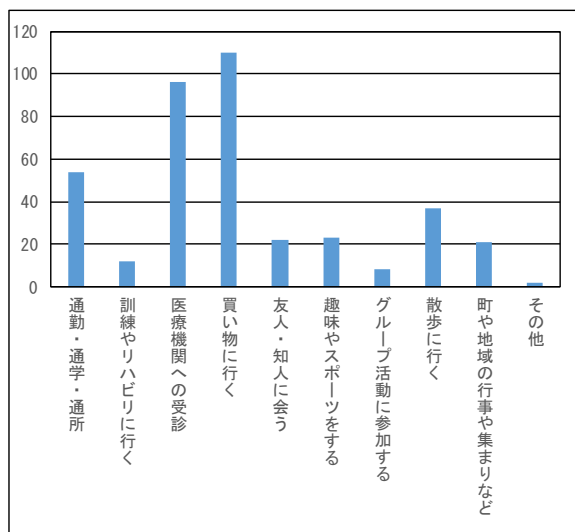
選択項目	人数	構成比
父母・祖父母・兄弟・姉妹	24	17.6%
配偶者（夫または妻）	22	16.2%
子ども	4	2.9%
ホームヘルパーや施設の職員	25	18.4%
その他の人（ボランティア等）	2	1.5%
一人で外出する	59	43.4%
無回答	21	-
合計	157	100.0%



問 23 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

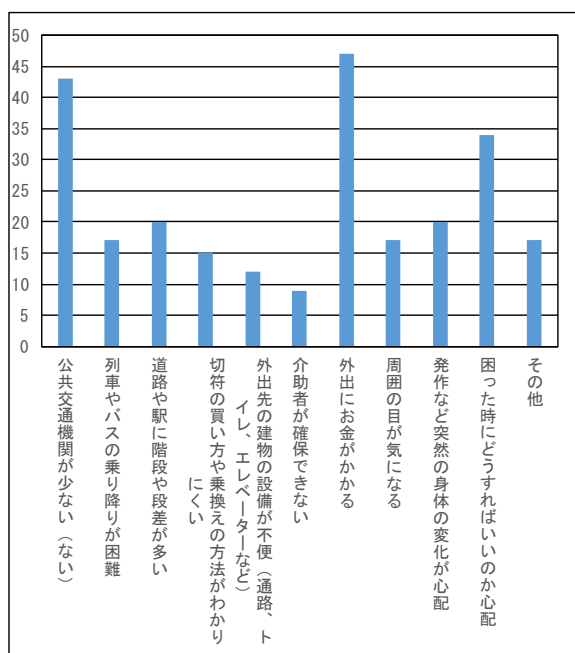
（あてはまるものすべてに○）

選択項目	人数	構成比
通勤・通学・通所	54	14.0%
訓練やリハビリに行く	12	3.1%
医療機関への受診	96	24.9%
買い物に行く	110	28.6%
友人・知人に会う	22	5.7%
趣味やスポーツをする	23	6.0%
グループ活動に参加する	8	2.1%
散歩に行く	37	9.6%
町や地域の行事や集まりなど	21	5.5%
その他	2	0.5%
無回答	10	-
合計	395	100.0%



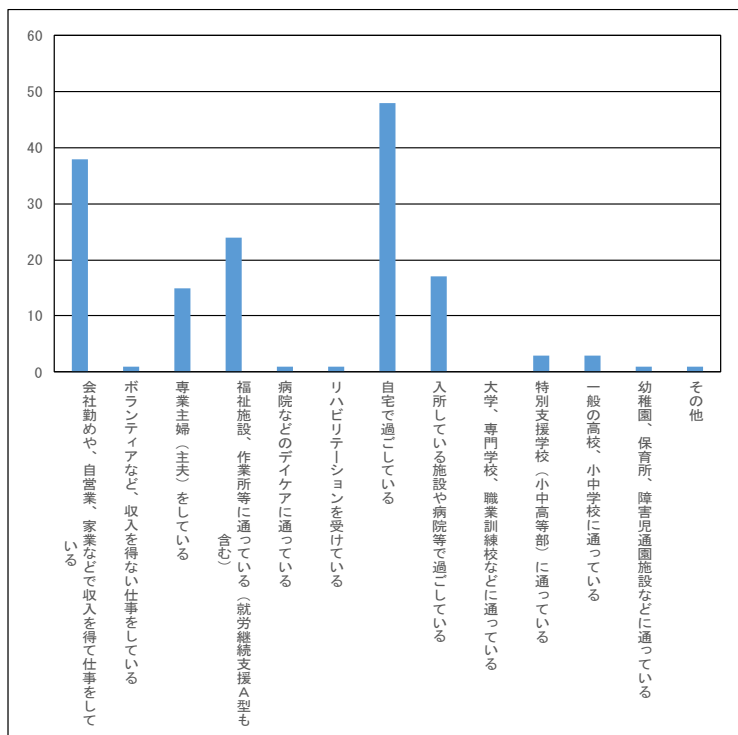
問 24 外出する時に困ることは何ですか（あてはまるものすべてに○）。

選択項目	人数	構成比
公共交通機関が少ない（ない）	43	17.1%
列車やバスの乗り降りが困難	17	6.8%
道路や駅に階段や段差が多い	20	8.0%
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	15	6.0%
外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	12	4.8%
介助者が確保できない	9	3.6%
外出にお金がかかる	47	18.7%
周囲の目が気になる	17	6.8%
発作など突然の身体の変化が心配	20	8.0%
困った時にどうすればいいのかが心配	34	13.5%
その他	17	6.8%
無回答	38	-
合計	289	100.0%



問 25 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	38	24.8%
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	1	0.7%
専業主婦（主夫）をしている	15	9.8%
福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）	24	15.7%
病院などのデイケアに通っている	1	0.7%
リハビリテーションを受けている	1	0.7%
自宅で過ごしている	48	31.4%
入所している施設や病院等で過ごしている	17	11.1%
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0	0.0%
特別支援学校（小中高等部）に通っている	3	2.0%
一般の高校、小中学校に通っている	3	2.0%
幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	1	0.7%
その他	1	0.7%
無回答	4	-
合計	157	100.0%

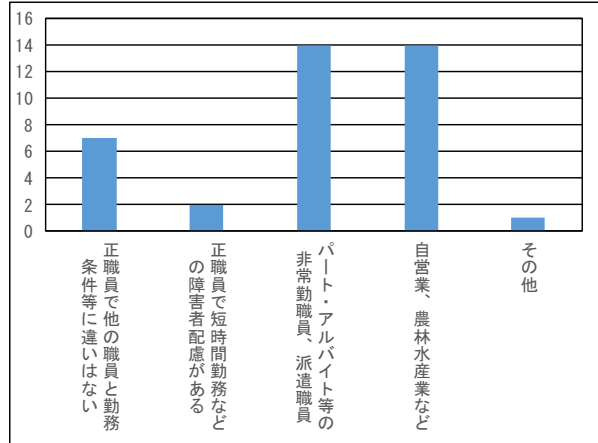


※「リハビリテーションを受けている」、「大学、専門学校、職業訓練校などに通っている」、「幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている」については、回答者はありません。

(問 25 で、「1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」を選択した場合にお答えください。)

問 26 どのような勤務形態で働いていますか (○は1つだけ)。

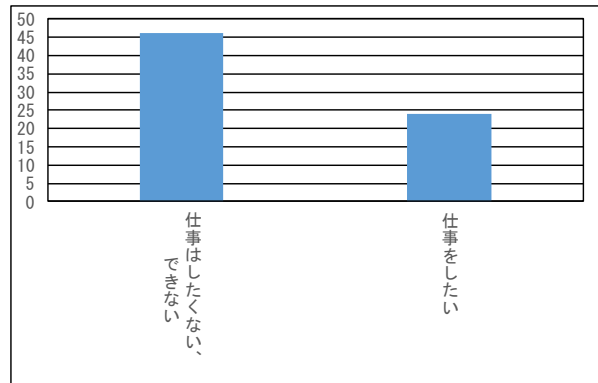
選択項目	人数	構成比
正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	7	18.4%
正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある	2	5.3%
パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	14	36.8%
自営業、農林水産業など	14	36.8%
その他	1	2.6%
無回答	119	-
合 計	157	100.0%



(問 25 で、「1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選択した 18～64 歳の方にお聞きします。)

問 27 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか (○は1つだけ)。

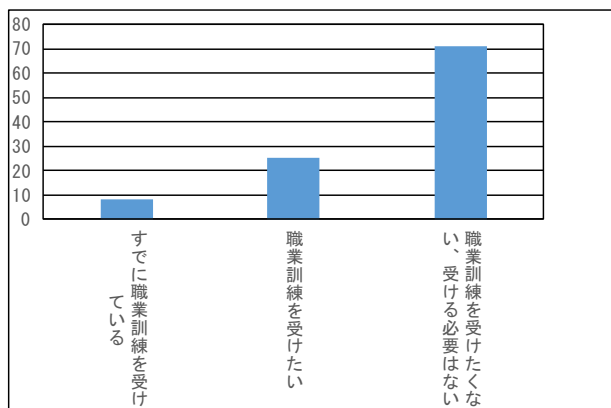
選択項目	人数	構成比
仕事はしたくない、できない	46	65.7%
仕事をしたい	24	34.3%
無回答	75	-
合 計	145	100.0%



問 28 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

(○は1つだけ)

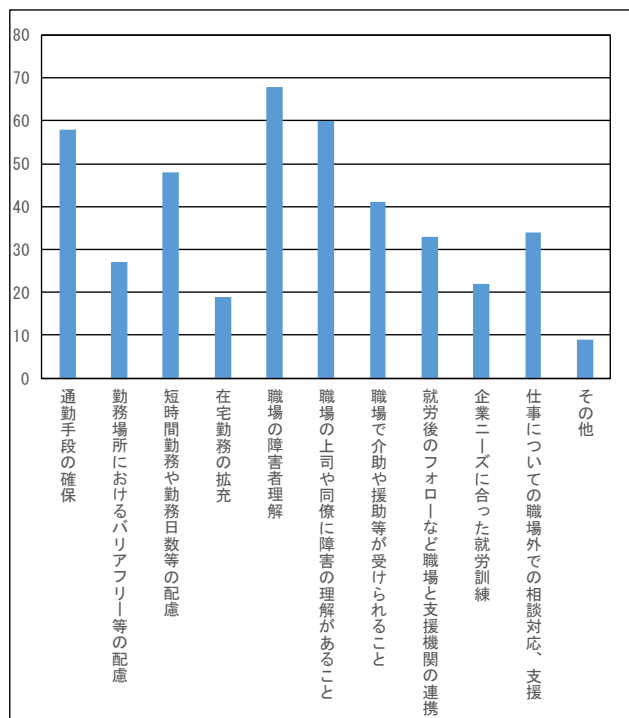
選択項目	人数	構成比
すでに職業訓練を受けている	8	7.7%
職業訓練を受けたい	25	24.0%
職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	71	68.3%
無回答	53	-
合計	157	100.0%



問 29 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

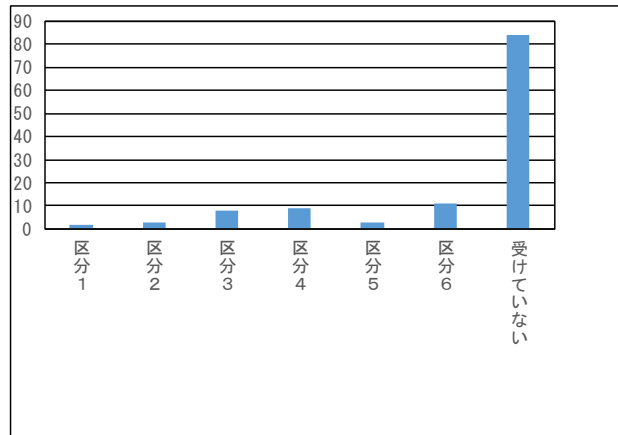
(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
通勤手段の確保	58	13.8%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	27	6.4%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	48	11.5%
在宅勤務の拡充	19	4.5%
職場の障害者理解	68	16.2%
職場の上司や同僚に障害の理解があること	60	14.3%
職場で介助や援助等が受けられること	41	9.8%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	33	7.9%
企業ニーズに合った就労訓練	22	5.3%
仕事についての職場外での相談対応、支援	34	8.1%
その他	9	2.1%
無回答	50	-
合計	469	100.0%



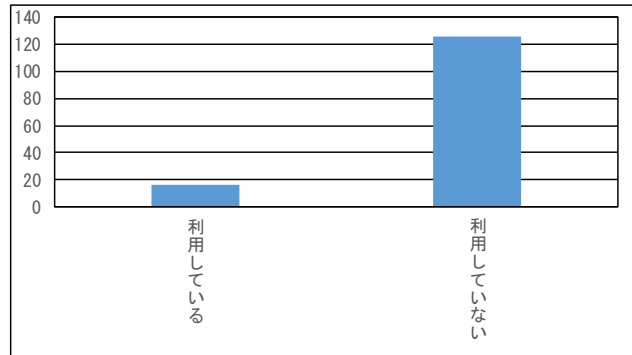
問 30 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
区分1	2	1.7%
区分2	3	2.5%
区分3	8	6.7%
区分4	9	7.5%
区分5	3	2.5%
区分6	11	9.2%
受けていない	84	70.0%
無回答	37	-
合計	157	100.0%



問 31 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか（○は1つだけ）。

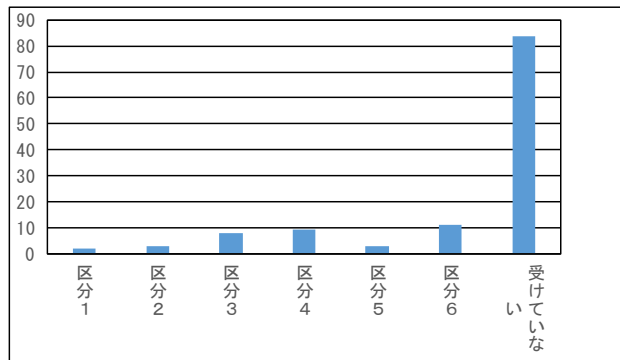
選択項目	人数	構成比
利用している	16	11.3%
利用していない	126	88.7%
無回答	15	-
合計	157	100.0%



（問 31 で、「1. 利用している」を選択した方にお聞きします。）

問 32 該当する要介護度はどれですか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
要支援1	3	20.0%
要支援2	3	20.0%
要介護1	2	13.3%
要介護2	2	13.3%
要介護3	3	20.0%
要介護4	0	0.0%
要介護5	2	13.3%
無回答	142	-
合計	157	100.0%



問 33 あなたは次のサービスを、今後利用したいと考えますか。

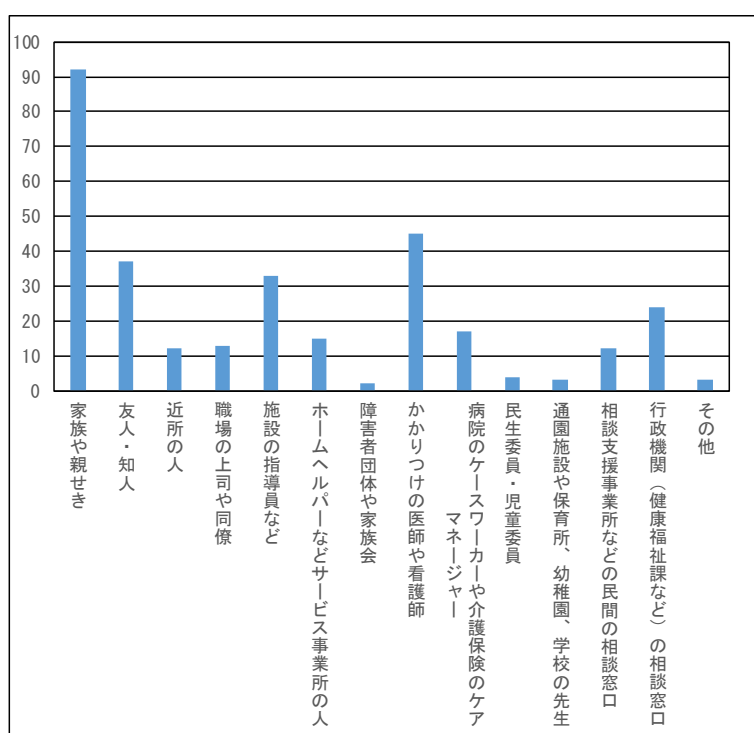
No	サービスの種類	構成比 (%)
1	相談支援	42.0%
2	日常生活用具給付・貸与	26.1%
3	生活介護	24.8%
4	施設入所支援	23.6%
5	共同生活援助（グループホーム）	22.9%
6	行動援護	22.3%
7	就労継続支援（A型、B型）	20.4%
8	移動支援	20.4%
9	就労選択支援	19.7%
10	短期入所（ショートステイ）	19.7%
11	居宅介護（ホームヘルプ）	18.5%
12	自律訓練（機能訓練、生活訓練）	18.5%
13	就労定着支援	17.2%
14	療養介護	15.9%
15	就労移行支援	14.6%

No	サービスの種類	構成比 (%)
16	日中一時支援	14.0%
17	訪問入浴	14.0%
18	更生訓練費の支給	14.0%
19	自動車免許の取得・改造費の助成	13.4%
20	重度訪問介護	12.1%
21	地域活動支援センター	11.5%
22	重度障害者等包括支援	10.2%
23	児童発達支援	10.2%
24	同行援護	9.6%
25	コミュニケーション支援	7.6%
26	放課後等デイサービス	7.0%
27	医療型児童発達支援	7.0%
28	医療型児童入所支援	6.4%
29	福祉型児童入所支援	6.4%
30	保育所等訪問支援	4.5%

問 34 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

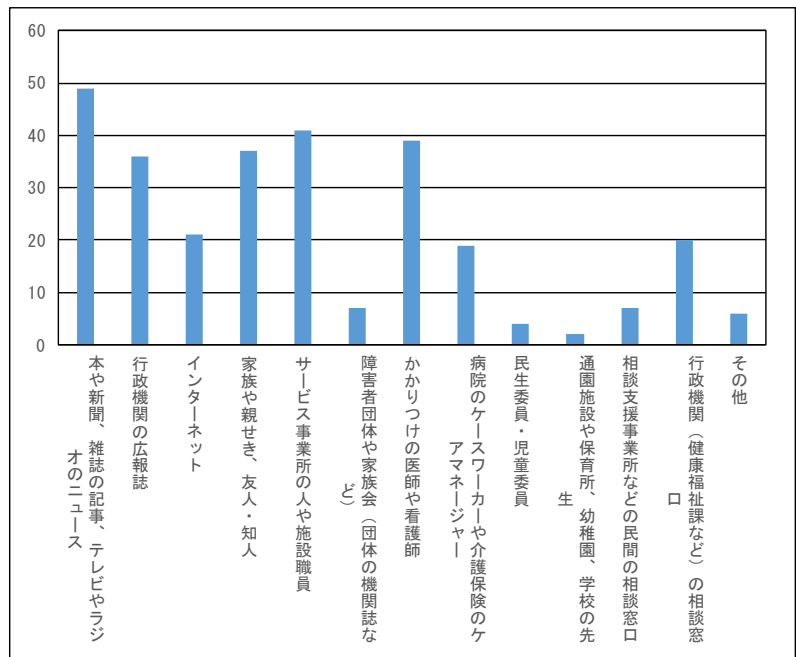
(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
家族や親せき	92	27.9%
友人・知人	37	11.2%
近所の人	12	3.6%
職場の上司や同僚	13	3.9%
施設の指導員など	33	10.0%
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	15	4.5%
障害者団体や家族会	2	0.6%
かかりつけの医師や看護師	45	13.6%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	17	5.2%
民生委員・児童委員	4	1.2%
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	3	0.9%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	12	3.6%
行政機関（健康福祉課など）の相談窓口	24	7.3%
その他	3	0.9%
無回答	18	5.5%
合計	330	100.0%



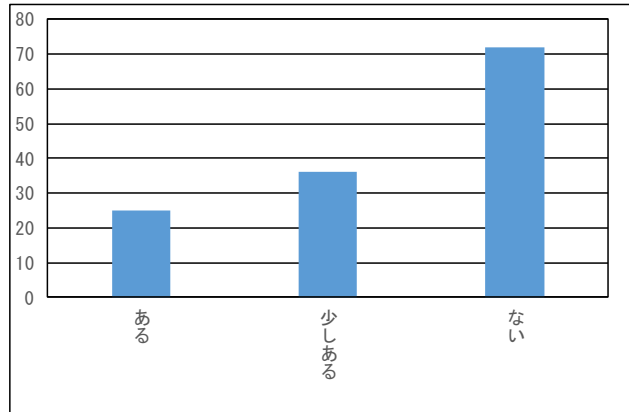
問 35 あなたは、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか（あてはまるものすべてに○）。

選択項目	人数	構成比
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	49	15.9%
行政機関の広報誌	36	11.7%
インターネット	21	6.8%
家族や親せき、友人・知人	37	12.0%
サービス事業所の人や施設職員	41	13.3%
障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	7	2.3%
かかりつけの医師や看護師	39	12.6%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	19	6.1%
民生委員・児童委員	4	1.3%
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	2	0.6%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	7	2.3%
行政機関（健康福祉課など）の	20	6.5%
その他	6	1.9%
無回答	21	6.8%
合計	309	100.0%



問 36 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか（○は1つだけ）。

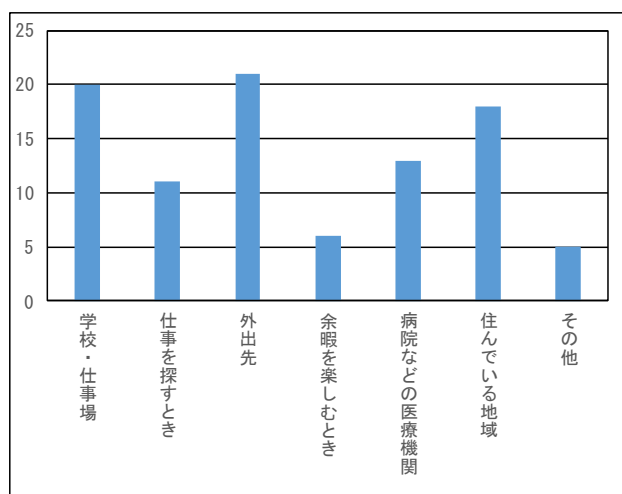
選択項目	人数	構成比
ある	25	18.8%
少しある	36	27.1%
ない	72	54.1%
無回答	24	-
合計	157	100.0%



(問 36 で、「1. ある」、「2. 少しある」と回答された方にお聞きします。)

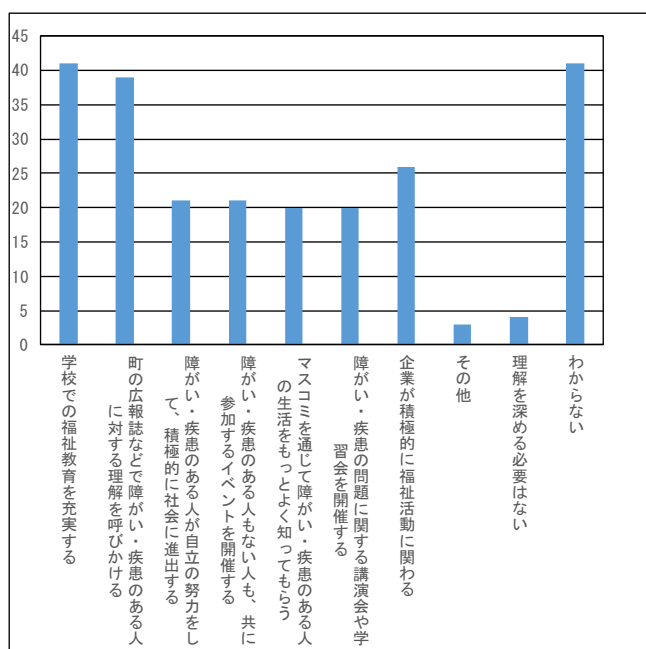
問 37 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
学校・仕事場	20	21.3%
仕事を探すとき	11	11.7%
外出先	21	22.3%
余暇を楽しむとき	6	6.4%
病院などの医療機関	13	13.8%
住んでいる地域	18	19.1%
その他	5	5.3%
無回答	98	-
合計	192	100.0%



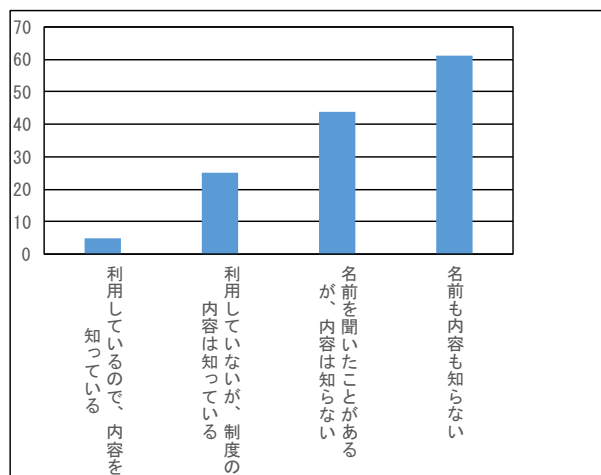
問 38 障がい・疾患のある人への町民の理解を深めるためには、何が重要だと考えますか (あてはまる主なもの3つに○)。

選択項目	人数	構成比
学校での福祉教育を充実する	41	17.4%
町の広報誌などで障がい・疾患のある人に対する理解を呼びかける	39	16.5%
障がい・疾患のある人が自立の努力をして、積極的に社会に進出する	21	8.9%
障がい・疾患のある人もない人も、共に参加するイベントを開催する	21	8.9%
マスコミを通じて障がい・疾患のある人の生活をもっとよく知ってもらおう	20	8.5%
障がい・疾患の問題に関する講演会や学習会を開催する	20	8.5%
企業が積極的に福祉活動に関わる	26	11.0%
その他	3	1.3%
理解を深める必要はない	4	1.7%
わからない	41	17.4%
無回答	33	-
合計	269	100.0%



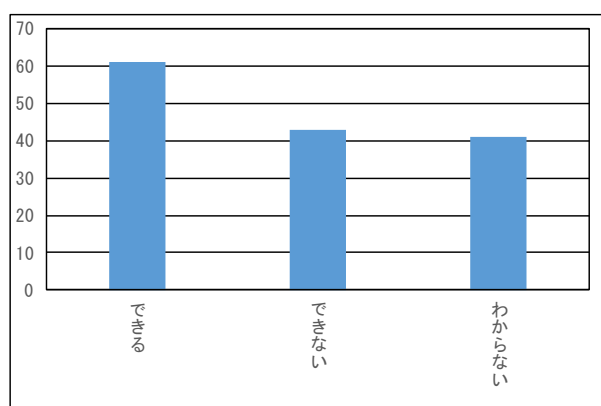
問 39 成年後見制度についてご存じですか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
利用しているので、内容を知っている	5	3.2%
利用していないが、制度の内容は知っている	25	15.9%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	44	28.0%
名前も内容も知らない	61	38.9%
無回答	22	14.0%
合 計	157	100.0%



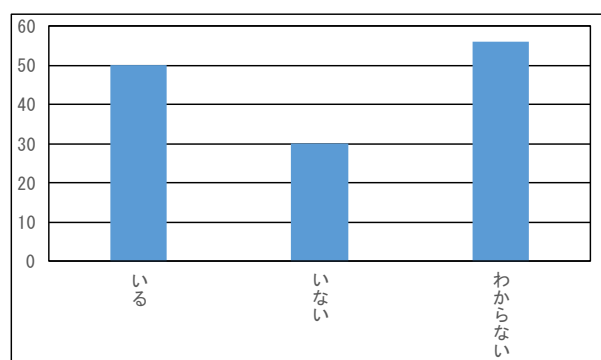
問 40 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
できる	61	42.1%
できない	43	29.7%
わからない	41	28.3%
無回答	12	-
合 計	157	100.0%



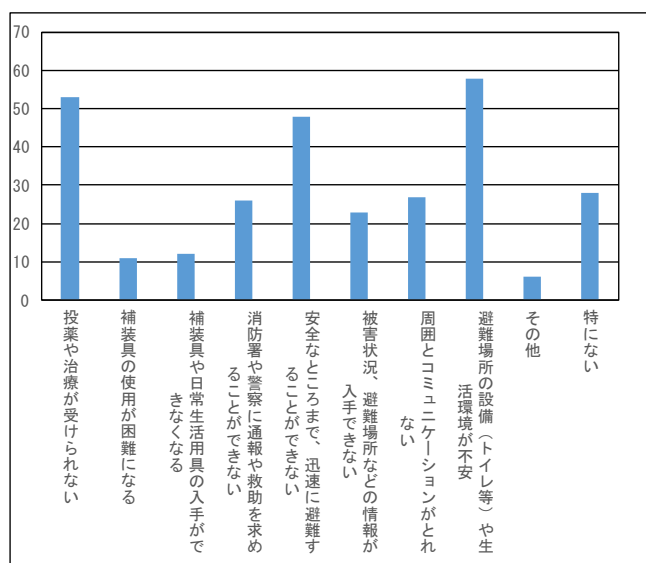
問 41 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
いる	50	36.8%
いない	30	22.1%
わからない	56	41.2%
無回答	21	-
合 計	157	100.0%



問 42 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか（あてはまるものすべてに○）。

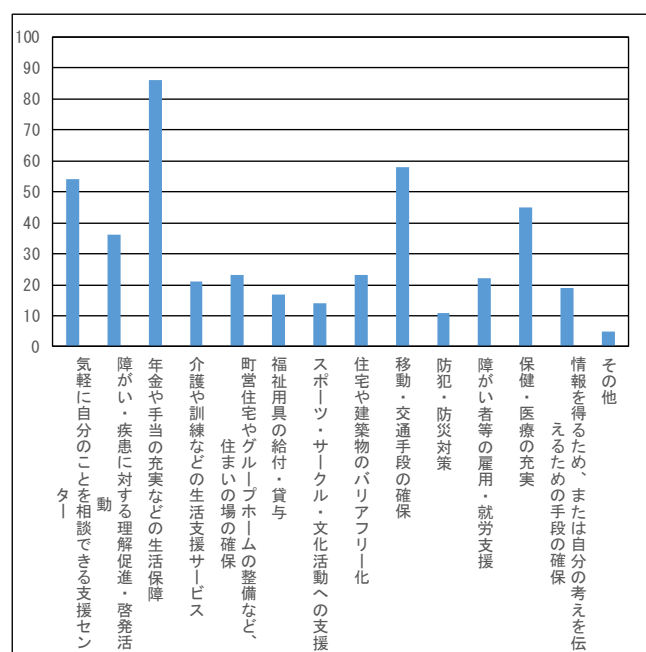
選択項目	人数	構成比
投薬や治療が受けられない	53	18.2%
補装具の使用が困難になる	11	3.8%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	12	4.1%
消防署や警察に通報や救助を求めることができない	26	8.9%
安全なところまで、迅速に避難することができない	48	16.4%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	23	7.9%
周囲とコミュニケーションがとれない	27	9.2%
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	58	19.9%
その他	6	2.1%
特になし	28	9.6%
無回答	25	-
合計	317	100.0%



問 43 あなたが暮らしやすくなるために、充実してほしいことは何ですか。

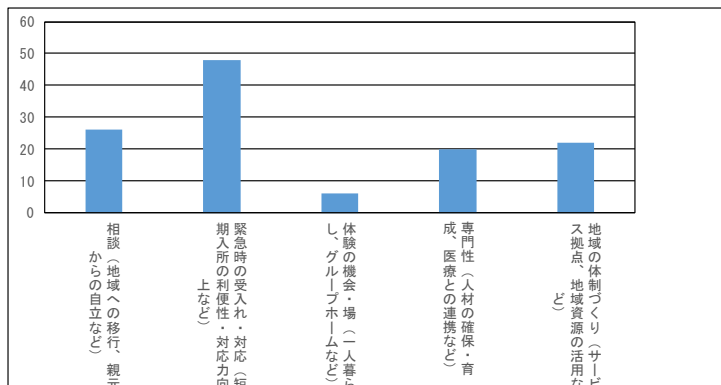
(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
気軽に自分のことを相談できる支援センター	54	12.4%
障がい・疾患に対する理解促進・啓発活動	36	8.3%
年金や手当の充実などの生活保障	86	19.8%
介護や訓練などの生活支援サービス	21	4.8%
町営住宅やグループホームの整備など、住まいの場の確保	23	5.3%
福祉用具の給付・貸与	17	3.9%
スポーツ・サークル・文化活動への支援	14	3.2%
住宅や建築物のバリアフリー化	23	5.3%
移動・交通手段の確保	58	13.4%
防犯・防災対策	11	2.5%
障がい者等の雇用・就労支援	22	5.1%
保健・医療の充実	45	10.4%
情報を得るため、または自分の考えを伝えるための手段の確保	19	4.4%
その他	5	1.2%
無回答	27	-
合計	461	100.0%



問 44 障がい者の重症化や高齢化に備え、地域で安心して暮らして行くには、何が必要だと考えますか（○は1つだけ）。

選択項目	人数	構成比
相談（地域への移行、親元からの自立など）	26	21.3%
緊急時の受入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上など）	48	39.3%
体験の機会・場（一人暮らし、グループホームなど）	6	4.9%
専門性（人材の確保・育成、医療との連携など）	20	16.4%
地域の体制づくり（サービス拠点、地域資源の活用など）	22	18.0%
無回答	35	-
合計	157	100.0%



最後に、障害福祉サービスや葛巻町の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

No	回答者	記述内容
1	（本人、60～69 歳）	これから歳をとるたび、どういふふうに住生活をしていけばよいかわからない。自分で決めれない。病院ばかりによく行くので、お金がかかる。
2	（本人、40～49 歳）	障がい者が働ける場所がほしい。グループホームがあるといいな。
3	（本人、70 歳以上）	一人暮らしの膝下に装具をつけてる障害者です。これから冬雪降ると心配です。家には除雪車入ってくれません。ダンプカーも入れる所です。よく聞くと人の通らない所には入ってる所もあるとの事。毎日の生活道路なのでお願いしたいです。今まで何十年待った事でしょう。よその方除雪してくれてる事聞くと悔しくて涙出るばかりです。障害者にもやさしい町とか言うけれど考えてもらいたいです。数年前までは良かったけど年と共に足も悪くなり今から心配で夜も睡眠不足続いています。お願いします。
4	（本人、60～69 歳）	透析していても入れる老人ホーム。
5	（本人、50～59 歳）	サービスの種類の項目が細かすぎて分かりにくいです。援助の手ができるだけ多いと助かります。誰でもいつ援助が必要になるかわからないので。自分にもできる手助けがあれば何でもしたい。

No	回答者	記述内容
6	(本人の家族、40～49歳)	発達障害、統合失調症があるので、何を聞いても「わからない！」と話すばかりで、「これをして」と話すと最近は反発してきて、親として(母)困っています。親がいる間は良いが、その後が心配です。早めに施設をお願いした方が良いのか？本人へ話をすると「頼まないで！！」と話すので、見守って教えるのも疲れています。ショートステイを利用しようと思っても本人から「いや」と返事が返って来ます。通院時対応が(母親)出来るうちは、やろうと思っています。最近自分(母)も神経的に疲れを感じてきているのですが、何とかやるしかない、子娘の為にと夫と話しています。また何か相談したいと思いますので宜しくお願いします。
7	(本人、70歳以上)	今の状態では特に要望などありませんが、高齢になり障害箇所が悪化した場合の方法とか医療への配慮する事の心配があります。
8	(本人の家族、30～39歳)	ご苦労様です。これからもよろしくお願い致します。
9	(本人の家族、60～69歳)	知的障がいのある人をいつでも預けられる場所があると助かるし、将来生活できて預けられる場所が町内にあるといいと思います。
10	(本人、50～59歳)	冬になると雪かきができない為、支援が必要になる。
11	(本人、60～69歳)	補装具の給付金が足りない。
12	(本人、70歳以上)	皆様いつもありがとうございます。葛巻病院で診察を受ける時、先生に名前を呼び出されても聞き取れない事が多く、事前に看護師さん等をお願いをしている。診察室の上部等にも受付番号が表示されるような工夫等あれば気をつかうことなく行けると思う。
13	(本人、60～69歳)	高齢化や障害の重度化によって外出できなくなる事が心配です。既存のバス等では利便性が悪く、出来れば町独自の車掌付のバスを走らせていただけたら便利かなと思います。予約した人の自宅近くで止めていただけたら本当に外出の機会が増えて暮らしやすいと思います。
14	(本人、40～49歳)	通常生活ができて、重度の障害者には変わりはないので、生活の支援、金銭面の補助をもっとしてほしい。
15	(本人、60～69歳)	アンケートの質問の意図が理解できない質問が多いです。障がい者にとっての質問のわからない事が多かったです。
16	(本人の家族、40～49歳)	今はスクールバスで学校に行けているが、義務教育が終わり、高校、そして成人して作業所等に通う時に今の所まで行く交通手段が心配だ。このまま町でバスを交通手段として出していただけたら、ありがたいです。

No	回答者	記述内容
17	(本人の家族、50～59歳)	本人不在の為、本人だったらこう思っているだろうか?と思い回答しました。回答していない所は、親としては支援して欲しいと思っておりますが、本人はいらなないと思っております。他人にお金の事や行動をアレコレ言われるのを嫌だと感じているみたいです。
18	(本人、50～59歳)	今まで大変お世話になりありがとうございました。
19	(本人、50～59歳)	ありがとうございました。
20	(本人、70歳以上)	切に思います。地域に人が少なくなり、隣が遠くなり、日中電話しても繋がりにくく、ラインが出来ればどんなに便利か!孫達も、ここに来て電波がないからつまらないと、あまり来ない!どこでも繋がる、普通に使える電波を通してもらえたらと毎日思います。
21	(本人、40～49歳)	町の取り組みに遅れを感じる。
22	(本人、70歳以上)	葛巻の駅にスロープや手摺りがほしいです。車椅子の為。
24	(本人、70歳以上)	これから寒くなるにつれ、足の痛みが続くので大変と心配している。病院に行くにも車に乗せてもらっても、右足が痛い大変です。家の中でも相談相手もなく大変です。はっきり話が出来ず夫にも笑われる。何も仕事も出来ないため、料理は食べてくれなくても一応やっています。5人の家族でいながら別に好き嫌いをやり、本当に仕事の代わりにやるとは、長男に言われてもお母さんには食べてもらえず、自分で作って食べている。昔だったら考えられない。家の中、私は何もできずと思い、その事が嫌です。話もできずにいるより、早く父母達の所に行ければいいです。一番そのことが心にある。
25	(本人、40～49歳)	葛巻町は他市町村に比べて、障がい福祉サービスや取り組みが大変充実していると思うので、このまま継続してほしいです。
26	(本人、60～69歳)	くずまきテレビの音量が他のテレビ局より高いので調整してほしい。
27	(本人、60～69歳)	障がいの有る人も無い人も普通に暮らして、仕事をして遊んでと地域で生活して最後を迎えたい。自動車のアクセルペダルの変換の部品の購入に対して援助があればいい。
28	(本人、70歳以上)	税金を無駄遣いしないでください。
29	(本人、60～69歳)	障害者の身に合った政策。
30	(本人の家族、70歳以上)	サービス内容の充実を
31	(本人の家族、30～39歳)	金銭面の支援がもう少しあれば良い。

No	回答者	記述内容
32	(本人、30～39歳)	軽度の障がいを持っている方への就労や、それに伴うコミュニケーションの配慮等があれば職を持っていない方も、意欲のある方は参加するのでは…。また、近隣にそのような方がいた場合、フルタイムでの就労は困難と思いますので日数の制限などを加えて体調や精神面の負担の配慮等があれば、人と繋がりがもて、貢献感をもてて肯定的心持がもてるのではないかなと。
33	(本人、50～59歳)	耳が遠いため、TEL 救急など呼べないので困っています。NET119 アプリ 緊急通報システム（スマートフォンで登録可能）知りましたら教えてください。
34	(本人、30～39歳)	女性のグループホームが出来るといいです。
35	(本人、70歳以上)	生活保護をもらってパチンコをしている人々を見ると…がっかり。取り締まって下さい（打ち切ってください）。もらっている方々より苦しい生活をしている人達があります。

「障がい（障害）」の表記について

この計画書では、障がいを持つ方々の人権に配慮して、人の状態を表す場合や法令などに規定がない場合に、「障がい」や「障がい者」とひらがなで表記しています。法令等で規定されている用語、施設や団体等の名称等はこれまでのとおり漢字表記としています。

葛巻町障がい者福祉計画

(障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

策定：令和6年3月

発行：葛巻町

編集：葛巻町健康福祉課

岩手県岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1

電話 0195-66-2111 (代表)

FAX 0195-67-1060

ホームページ <https://www.town.kuzumaki.iwate.jp/>